

502  
95



始





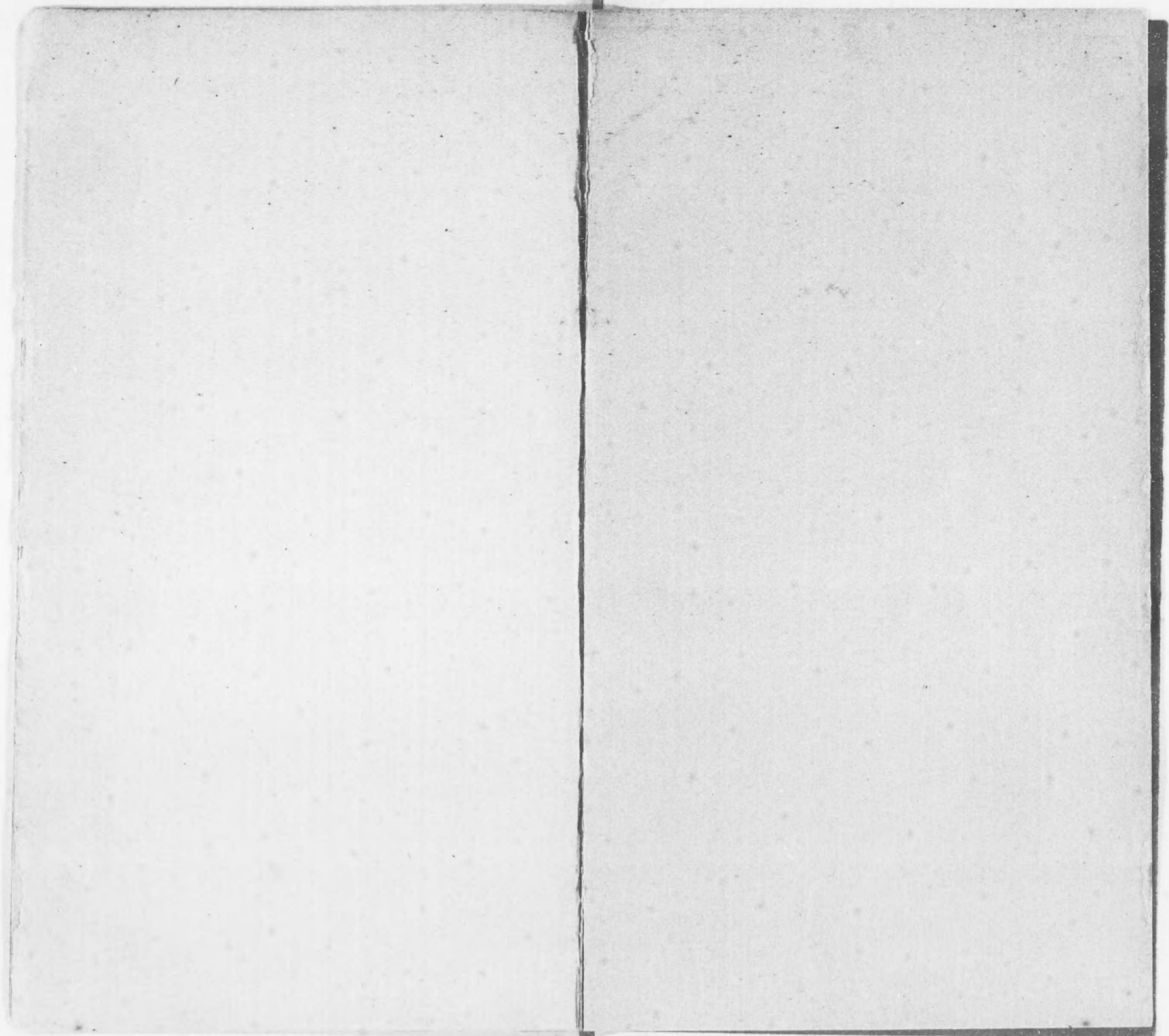
9.4.19



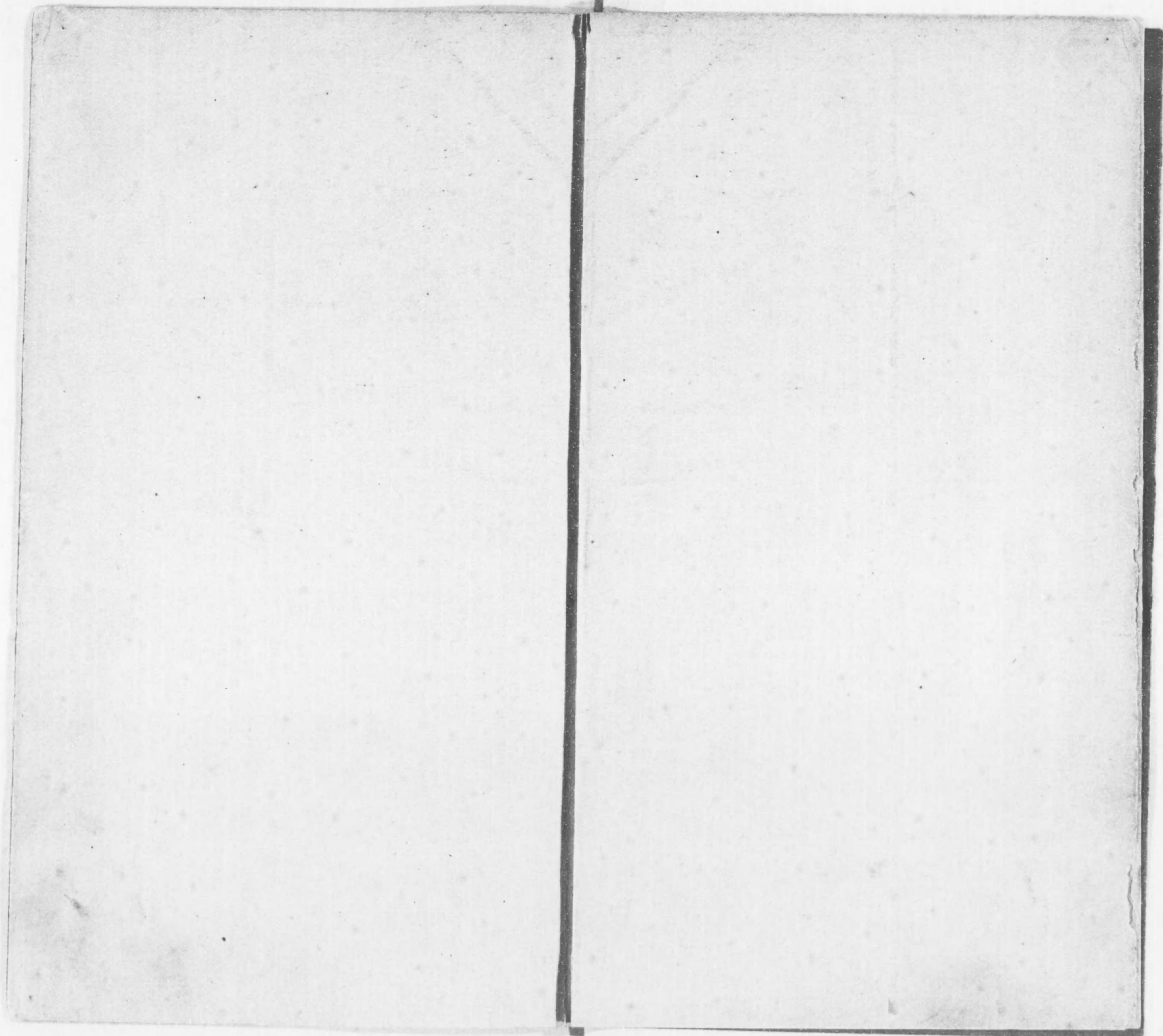
長局會社務內  
著民一子田

業事會社











502-95



長局會社省務內  
著民一子田

# 業事會社

大正  
11. 5. 25  
內交

行發會學政行方地國帝



# 社會事業目次

緒言……………1

一 社會進歩の思想(一) 二 社會事業なる言葉(二) 三 社會事業の意味合(三) 四 現代社會と社會事業(四)

第一章 出生幸福事業(胎兒保護事業)……………14

一 出生幸福の意義(一) 二 妊婦保護による胎兒保護(二) 三 親の義務としての禁酒運動(三) 四 親の義務の宣傳事業(四) 五 出生自由の諸問題(五)

第二章 成育幸福事業(兒童保護事業)……………27

一 人間最初の幸福(一) 二 養育保護(二) 三 教育保護(三)

第三章 職業幸福事業……………39

一 職業自由の意義(一) 二 自發的職業選擇機關(二) 三 職業指導(三) 四 職業紹介制度(四) 五 失業保險制(五)

目次……………11



第四章 生活幸福事業(防貧事業)……………二八一

一 生活自由の意義(二六一) 二 日用生活品供給(公益市場) (二六二) 三 住宅供給(二六三)

四 軍事救護(二六四) 五 恤救規則(二六五) 六 行旅病人(二六六) 七 罹災救助制(二六七)

八 公設浴場(二六八) 九 簡易食堂(二六九) 一〇 宿泊保護(二七〇) 一一 公設質屋

(二七一) 一二 公設洗濯場(二七二)

第五章 精神幸福事業(教化、矯風)……………二七五

一 精神幸福の意義(二七五) 二 積極的精神保護(二七六) 三 消極的精神保護(二七七)

結言……………二九二

餘 附 社會事業功勞者……………三一五

目次終

社會事業

田子一民著



緒言

一 社會連帶の思想

社會事業は社會連帶の思想を出發點とし、根柢として行はれて居る社會生活の幸福を得しめ、社會の進歩を促さうとする努力である。今日では、社會事業と云ふ言葉はあらゆる階級の人に用ゐられて居るが、その内容、その範圍、その實際、殊に『日本式社會事業』は如何なるものでなければならぬかと云ふ様なことは閑却され、理解されずに居る。これは如何にも残念なことであつて、

緒言



私達微弱なものでも常に之を遺憾として居る。そして、現在の我國の社會状態を仔細に調べて見れば、我が國の社會をどうしても斯くなければならぬ。どうしても斯くありたいと望むことは社會事業の範圍に於ても尠からず残されて居る。本書は今日、社會事業と稱せられて居る事項を多少分類して講述したものである。固より完璧のものではないが、我が國に要求される社會事業の大要は窺ひ得るのである。社會事業は社會全體に對して一部分の働きてあるが可成り根本にふれて居る部分もないではない。極めて狭い範圍のもてはあるが、缺陷多い現社會には相當の價值をもつて居るのである。その意義に於ては、男にも、女にも、社會事業家にも一般の人々にも相當の反省を價するものと信ぜられる。

私達の幼年の頃から美化して夢想した社會は、餘りに缺陷多く、餘りに病的であるのに、心が傷けられる。少しでも、多くこの缺陷を補ひ、少しでも病的

な社會を治療して行きたいと望み、願ふのは私達の心である。そして、それは社會政策とか、社會事業とか云ふ施設、努力となつて表はれるのである。

世には、絶望の腫を重く、暗く現代になげて居る人も少くない。自暴、自棄、我が身も、人の身も、これを價值づけずに、どうせなるやうにしかならぬ、行く所まで行くより仕方がない、生れて來た序にしかたなく生きて居るより外途がないと諦めて居る人も少くない。蓄、若芽のふき出ぬさきから先づ、その根をも、價値ないものと觀念して居る人の群もある。

世には又、現代社會の存在の價値を疑ひ、之が否認のひらめきを見せて居る少數の人々もある。現代社會に、貧乏人、貧窮者、極貧者の數限りなくあるのは、畢竟、社會組織の根本である諸種の制度に缺陷があるからだ。どうしても、現代の社會は解體しなければならぬと力説する人もある。財産私有制度もつまらない、自由競争もつまらない、先づ此等からして立て直さなければなら



ない。それが、出来上らなければ、百の社會改良も、社會政策も、社會事業も、肺病患者に膏藥張りをする以上の愚策であると絶叫する人々も必ずしも尠くはない。吾々の身體には、胃病もあり、頭痛もある。この病を根絶するには、身體自身の組織を根本的に立て直さなければならぬ。胃散の様な社會改善、頭痛膏の様な社會事業が何役立つかと、皮肉と冷笑とを以て、世をあざ笑つて居る人もないとは謂へない。

さうかと思ふと又一面には、己れの慾望さへ満たせば、他人はどうならうと、世の中はどうならうとそんな事を氣にかけられたものでない。世の中は、先づ己れ自分丈の満足を得れば、それで十分なのである。世の爲めとか、人の爲めとか謂つて、之につきまはつて居ては到底自分の身が立つて行くものでない。世の中には、怠惰、放慢、安逸を貪つて、自ら求めて貧困に陥つて、他人に憐れを求めることなどは以ての外なことである。世をたゞ、自己の慾望さへ満足

して行けばそれで澤山なのである。かゝる思想は自己本位の人々の胸中を占領して居るのである。此等の人々は、絶望者をさげすみ、現代社會を否認する者を邪魔外道の如く考へて居る。

人生は何であるか、社會は何であるか。

そんな面倒臭い事に没頭してはいけない。身に樂をし美衣美食、威張れる丈け威張り、我儘叶ふ丈け我儘な振舞をなし、人生とか、社會とか云ふ面倒なことは、一切を雲烟に附して、世の中を面白ろ可笑しく暮らさうとする人々もある。金をもたない事もない。考がない事もない。しかし、崇敬も、道德も、社會も、究屈極つた面倒なこととして、一切を平凡に暮らさうとする人々もある。此等の人々は中々少くないのである。

現在の我が國を少しでも眞面目に考へる人は、今や、國內を擧げて、現状に



社会の進む方向

困り抜いて居る。現在の不安に呆然として居る。しかし、極端と極端と正面衝突をして、社会の不安、不調和は誰れによつても、除かれず、調和されず、實に無自覚、無意識に放任されて居るのである。この間に處して、現代の社会に絶望の瞳を開く代りに、希望の光を輝かさうとし、現代社会否認の過激急噪の態度から、穩健持久の態度に乗り移らうとし、そして、相當に社会を理解し、自己本位と社会本位とを兩立せしめ、よりよき社会、より住みよき社会、より幸福な社会にして行かうとする人々がある。その態度は絶望者の如く悲觀的ではない。現代社会否認者の如く、急激突飛ではない、自己本位論者の様に我儘ではない。その態度は徹底を缺いては居るが、穩健であり、着實であり、そして、實現の可能性にも富んで居る。それは、社会改良主義を奉ずる人々の態度でなければならぬ。

現在社会の缺陷は、個人と社会とを別々に觀念する二元觀の強烈なこともその一つである。現代社会組織に強烈な不平を抱いて居る人々は、自己と社会とを最も緊切に結びつけて考へて居る點に於ては、最も進歩して居るが、社会そのものを改良する點に於て、その手段も、方法も高邁過ぎる。超脱過ぎて社会性や、人間味を少くして、やゝともすると、人間を軽く見て、物を重く見る傾向がある。しかし、その他の人々になれば、自己を餘りに重く見るか、自己を餘りに軽く價づけて、社会と自己との一味のものであり、自己は社会を組織し、個人の組織體は社会であることを輕視する傾きがある。

社会の進む方向

私は、今の社会に、もう少し、私達の社会と云ふ觀念、自覺をふるひ起したものと望むものである。從來、慈善と云ふ言葉は多く用ゐられた。慈善と云ふ言葉は、支那の慈善の觀念であつて、他人をあはれみ恵む意味であることは



言ふまでもない。あはれむと云ふことは地位の高いものが、地位の低いものを、強い者は弱い者を、富めるものは、貧しい者に對して起す心の状態である。同情とか、博愛とか、惻隱の情とか云ふことは即ち大體同じ様な心の状態である。恵はめぐみ施すことである。恩恵と謂つたり、惠與と謂つたりする意味に表はれて居る。して見れば、慈惠は、他人のある状態を氣の毒に思つて、あはれみ與へ、あはれみ施す意味である。他人をあはれむの情は、人間自然の情であるとも思へるが、又必ずしも絶對的に何人にも共通の性情であるとも謂へない。假りに、人間に共通の性情であるとしても、他人をあはれみ、之に恵むのは、あはれみ恵む人の自由、任意であるとするれば、慈善は各個人の自由であり、任意でなければならぬ。さればこそ、世に珍らしい慈善家と稱して、之を尊重し、珍重したものである。かゝる意味の慈善は、社會を私達の社會としない社會にのみ通用することであつて、社會を私達の社會とする社會には容易に解釋し盡され

ないのである。

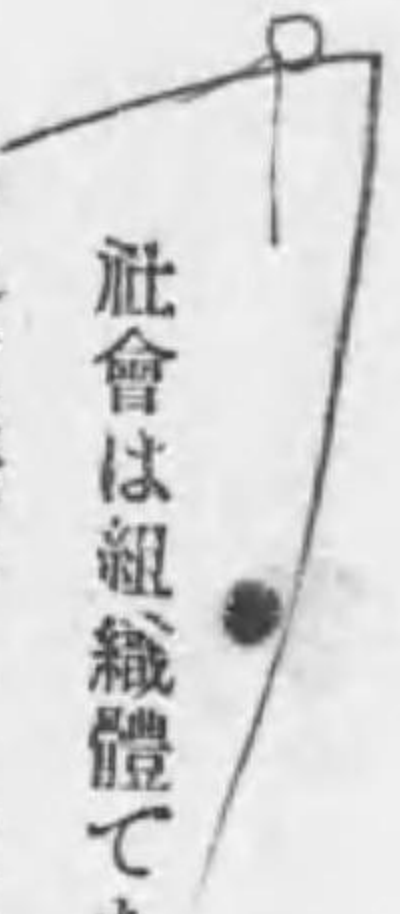
私達は慈善家を呪ふものではない。異端者視するものではない。社會を以て、私達の社會とする現代社會のものとは、慈善も左程に意味の深い、高尚な、崇高な事てなく、寧ろ、社會の一員として、正に當然なことと考へられなければならぬと思はれる様になつたことを謂ひたいのである。

今日、學者達が頻りに唱へて居る社會連帶の思想も簡單に謂へば、私達の社會と云ふ觀念なのである。社會連帶の觀念は勿論我が家庭には早く發達して居た。親子、兄弟の間には慈善の思想の存して居らないことは、私達の家庭、私達の家と云ふ事實、意識がよく發達して居た爲めである。子がいかに貧乏して居ても、親は子に對して慈善の爲めに、之を救濟するものと考へるものがない。親が貧苦に惱まされて居るものを、子は之を救濟するとか、親に對して慈善を



行ふとか云ふことは絶対に考へない。又妻は夫に慈善を施し、夫は妻に慈善を行ふとか、兄弟姉妹互に救ひ合つても、之を慈善と考へるものがない。これは何の爲めかと云ふに、親子、夫婦、兄弟、姉妹の關係は最も密接で、或は家の關係に於て、或は肉身の關係に於て、私達の家、私達の肉身と云ふ深い深い關係が存するからである。究局する所、私達と云ふ、單數の對立關係の密接し居る爲めである。私のみでなく、私共、私達、私等なのである。私のみでなく、私共、私達、私等の社會と云ふ自覺なのである。私達の社會に於て、若し、すべての各個人が、自己と社會との關係を深く、強く自覺したならば、他人に對する關係は、親子、夫婦、兄弟の關係の様に深い、強い關係になるに違ひがない。私達の社會には社會連帶があるが、慈善の影は薄くなる。親子に慈善がない如く、「私達の社會」と自覺する社會には慈善がなくなるのである。そして、こゝに社會事業の根本思想たる私共の社會をより強く、より廣く實現し得るの

てある。



社會は組織體であると謂ふ。組織體とは個々の細胞たる分子は統一的に結合されて居ることなのである。二十貫の大男も、虱一疋の爲めにも、全體の總動員をして、之をとり除かうとつとめる。背中の虱一疋の爲めに、手も、足も、眼も共に大活動をするのである。この場合に背の或る一部の苦痛をとり除く爲めに、手や、足や、眼は慈善をなすのであるか。否な否な、組織體たる身體は、自然に、必然に、一部の苦痛を、他の部分は共同責任として之を除き取るのである。これは、慈善でもない。救濟でもない。全身連帶と謂つてもよい。舌は味を識別する役目をもつ。胃、腸は消化をなす役目をもつ。舌は美味なればとて、胃腸の消化に堪へざる程、無謀の攝取をすれば、胃腸は必ず害され、胃腸カタルの如き不調和を來す。これこそ、一部の社會の階級は、我儘に慾望の満



足をすれば、他の部分に不和、不安を來すと似て居る。社會は身體の如く、有形的な組織體でないが、組織體である點は相似て居る。慈善の爲めに手が風の苦痛を除くものでない如く、社會の一部の苦痛、例へば極貧、貧窮の如き社會疾病を除くのは慈善とのみ謂はれない。舌の我儘は胃腸の不安を來すが如く、社會一部の我儘は他の部分の不和を來すのも同一意味である。要するに、私達の社會、全部の一部、一部より成る全部、私達の社會の觀念は發達しなければ、社會も個人も進歩しないのである。一部の苦痛を棄て、願みもせず、一部の愉快のみを満足せば、いつまでも社會は進歩せず、不安、不穩の暗雲につまされるより仕方がない。

社會事業家は、其の根本思想には、慈善事業家の心理状態であつた同情、惻愍の情、博愛、人道の如き諸種の諸徳を具有して居るが、之が實現をなす根本精

神としては社會連帶の思想を享けて居る。そして、何人にもより住みよき社會として行かうと熱願する者である。彼は現代社會に絶望しない。根本制度を否認しやうとしない。自我のみに没頭せず、さればとて時代を相當に諒解し、身を挺して社會の爲め、人の爲めに盡力しやうとして居る。これ等の人々こそ、今後の社會の勤王家であり、愛國家であり、憂世家であり、慨世家である。私は此等の人々と共に憂へ、此等の人々と共に喜びたい。

今數年前まで、救濟事業に従ふ者とし謂へば、やゝもすれば樂隱居の如く解せられ、時には乞食坊主の如く思はれ、時には乞食同様に蔑まれた。あはれにもいたまじき限りであつた。慈善事業など、自由放任論者に蛇蝎視されたのであつた。

今日及び、今日以後、社會事業家とし謂へば、何時でも、何處でも、何人よ



りも尊敬の標的となり、新時代の新事業家の如く解せられ、迎へられ、喜ばれる様になつた。人は新たになつて居る譯ではないが、世は新になつた。舊人も新時代には新人となり、舊事業も新時代には新事業と解せられるのである。時代の變化、人心の進歩、驚き且つ喜ばざるを得ない。

私達は、私達と交渉ある私達の社會を發見し、又發見しやうとして居る。

光と熱、光は科學の光を發し、熱は人道の熱を出す。私達の社會はこれからである。

二 社會事業なる言葉——はなもふまゝと社會のまゝを

社會事業(Social Work; Social Welfare Work)と私達の社會とはどんな交渉があるか。私は先づ之を明かして見たい。

今日、何人にもよく用ゐられて居る社會事業なる言葉は、最もよくわかつて

61

居る様であつて、實は甚だ不明な言葉である。社會事業は一つの學問ではない。一學科をなして居るものではない。私達の社會を少しでもよくして行かうとする社會的努力を總稱して居るに過ぎない。社會事業と云ふ言葉は米國に最もよく用ゐられて居り、英國にも用ゐられて居るが、獨逸語では社會福祉(Sozialwohlfaht)とか、佛蘭西語では社會救濟(Prevoyance Sociale)とか云ふ様に用ゐられて、社會事業と云ふ言葉は大體英米に多く用ゐられてるものと解してよ

る。米國では、社會事業家の大會を永年開いて來たが、その會の名は、慈善矯正大會(The national conference of charities and corrections)と云ふ意味に用ゐるのを例としたが、數年前から社會事業大會と改めた。多くの州や市に、慈善局(The board of charity)と云ふのがあつたが、漸次社會事業部とか、社會事業局とか謂ふ文字に變更されて來て居る。今日では、社會事業とか、社會事



業家と云ふ文字の通用せぬ所はない。

英國では慈善と云ふ言葉も用ゐられて居るが、社會事業と云ふ言葉もよく用ゐられて居る。ボサンクエ夫人の著『富と貧』の中には社會事業と云ふ文字を用ゐて居る。一八九六年の發行のものであつて、それに別に定義も意味も説明して居らぬ所を見ると、その前に澤山用ゐて居る人があると思はれる。都市行政の著書にも多く用ゐられて居るが、ダウソン著『獨逸に於ける自治行政』には『獨逸の社會事業』と云ふ章を置いて居る。戦争中政府では、社會事業家養成の委員會を公に開いた位で、英國では社會事業や社會事業家と云ふ文字は用ゐられて居る。

獨、佛に就いては前に述べた通りであるが、かく共同的に用ゐられて居る『社會事業』なる言葉は、我國でも早く用ゐられたが、意味は中々明瞭して居ない。

明治以來の公文書に社會事業と云ふ言葉の用ゐられたことはあるまい。のみ

ならず、或る時代には『社會』なる言葉は、政府などには最も忌み嫌はれて絶対に之を避けるの例であつた。明治四十二年にその第一回を開いた地方改良講習會では、その言葉を社會改良(Social betterment; Social Reform)にとつたもので、社會と云ふ文字は面白くない爲めに地方としたとの事である。此等は故井上博士(友一)の苦心された所であつたらしい。そして、一面には、感化救濟事業講習會は明治四十一年から行はれたが、この言葉はまさしく、今日の社會事業の内容を講習するのであつた。明治四十二年に故井上博士は『救濟制度要義』を著はされたが、その著書には繰り返して、其の名題について辯明されたが、今日の言葉で謂へば、『社會救濟要義』とか、『社會事業要綱』とか云ふことになるであらふと思ふ。

明治三十一年の内務省官制には第一條に内務大臣の權限を規定し、其の中に『賑恤及び救濟に關する事務』云々と云ふ文字があり、地方局の事務中には



イ、賑恤及救済に關する事項

ロ、府縣立以下の貧院、盲啞院、瘋癲院及育兒院其の他慈惠の用に供する  
營造物に關する事項

と云ふ規定(官制第五條第五號及第六號)があつた。かゝる思想を享けて來て居る官廳が、一面『社會』なる文字をいたく忌み嫌ふ事情から、社會事業など云ふ本體のわからぬ文字を用ふる筈がないのであつた。

戦争は少なからず日本國民の思想を變化せしめた。社會についての理解も一歩一歩深くなつて來た。保守、頑迷と陰口に言はれて居る人でも随分思想の變化を見せて居る。大正六年臨時議會に寺内内閣の一政策であつた軍事救護法案なるものが通過した。軍人遺家族や、傷病兵等の生活を救護する法なのであつた。救護の「護」と云ふ文字はその當時餘程進んだよい文字とされた。そし

て、軍事救護法實施の爲め内務省に臨時職員が置かれ高等官一名、屬五名即ちこれであつた。そして、この人員と少數の囑託とを以て救護課が置かれた。そして、救護課で、現在の社會事業を行つて居た。やがて、この救護課は擴張されて救済局となる筈であつたが、成立を見なかつた。しかし、時代は救護課をその儘にして置かなかつた。大正八年八月には救護課は社會課になつた。卒然として考へれば、何等異とするに足らないことの様でもあるが、靜かに考へれば、政府から蛇蝎の如く忌み嫌はれた「社會」なる文字は、中央政府の課の名となつたことは驚くべき變化でなければならぬ。誠に興味あること、謂はなければならぬ。他人行儀に、賑恤とか、慈惠とか、救済とか、救護とか考へたことが、今は社會自身の仕事として考へられ、私達の社會として考へられる様になつたのである。そして、大正八年八月には社會課は社會局となり、内務省官制の中に『賑恤救済其の他社會事業に關する事項』が挿入せられ、社會事業と



云ふ文字は何の注釋もなく、すぐ様用ゐられた。そして、この文字は獨り、内務省によつて是認せられるばかりでなく、法制局にも、内閣にも認められたことは興味あることである。時代は變化した。言葉の變化は即ち思想の變化である。後の世に、史をよむものも、よくこの小事によつて、天下の大勢を察知すべきである。

斯くの如き大勢は、潮の押して行く如く、全國にみなぎつて行つた。大都市には社會局が設けられ、府縣廳や中都市に社會課が設けられて、吏員の爭奪に力を用ゐなければならぬ様になり、社會事業家養成事業も各所に起つた。或は政府の武藏野學院には社會事業職員養成所、築地本願寺には社會事業研究所、協調會には社會政策講習所の如きその一二の例である。之が入所希望者の如きには婦人も加はり始めた。日本女子大學校では社會事業部を開き、第一學年

に入學希望者が定員を超過する有様となつた。斯くも、盛大に社會事業なる言葉によつて表はされる事實内容は續々と表はれるのは時代とは謂ひながら、私達の社會なる自覺は各人の胸中にしみくしみ互つた結果に外ならぬ。

### 三 社會事業の意味合

私は、一般讀者には極めて興味薄い社會事業の言葉の使用されて來た趨勢をのべるに聊か煩に失した事を恐れる。しかし、この言葉の多く用ゐられる様になつたことは殊に歴史的の事實とも謂へるから敢て之を述べたのである。

さて社會事業とは如何なる事を考へたい。

社會事業は一つの學科ではない。今日の程度では一つの學を構成して居るものではない。現代及將來の社會を土臺として、社會生活に於ける自由を與へ不



自由を除く社會的、繼續的の努力を總稱する。この自由と云ふことを幸福と考へてもよい。社會事業は社會生活に於ける幸福を與へ、不幸を除かうとする社會的な繼續的努力であると定義してもよい。しかし、こゝに社會事業の定義を彼是議論する必要はない。何れは、其の範圍も、性質も一定不變のものでなく、又社會事業は斯くなければならぬと考へる人と、社會事業は斯くの如くであると考へる人とも、その意見を異にするし、社會生活の幸福とか自由とかを重く考へずに、社會生活の一現象である貧困生活にのみ着眼して、防貧とか、救貧とか謂ふことを社會事業であると考へ、社會疾病たる貧を對象として多く考へる人もある位で、今、一學科、一學問になつて居らない社會事業を定義づけて争つて見るのは寧ろ閑問題としなければならぬ。寧ろ、私達の社會には、社會の進歩と個人の幸福とを増進することを目的にした總ての努力を系統づけて、之を具體化し、實現して行くことを大切と考へて居るのである。

私は、社會事業を分類して五項目にして居る。

- 一、出生自由(幸福)事業
- 二、成育自由(幸福)事業
- 三、職業自由(幸福)事業
- 四、生活自由(幸福)事業
- 五、精神自由(幸福)事業

右の五項目の事業が、相當に順序よく、實現されて始めて社會は幸福になり、進歩するものと考へて居る。今之を順次に次の章から説明して見る積りであるが、今少しく社會事業の起らなければならぬ所以を説く。

社會事業なる觀念は極めて不明瞭な觀念である。第一に『社會』と云ふ文字は



不明瞭な文字で、學者もよくこの言葉を用ゐるが、實は甚だ明瞭でない。社會問題と謂つても、勞働問題に限つて用ゐる人もあり、貧富問題にまで擴張して用ゐる人もある。社會的なる文字も甚だ不明で、社會教育と云つたり、民衆教育と謂つたり甚だ不明であるが、しかし、社會なる文字は、各個人を團體的に、社會的に結合する上に於て、各個人を社會的に自覺せしめる點に於ては頗る効果の多い文字である。

又社會事業の事業と云ふ文字も不明であるが、しかし、今日、社會生活の不自由を除き、自由の範圍を擴大しやうとする繼續的努力そのものを事業と云つて、別に耳障りにならないから斯く謂ふことに別に反對しない。

社會事業の意味が不明な如く、その範圍も極めて不明瞭であるが、その理想は、古代に行はれた報ひを求める爲の求報主義の慈善事業、人民を悦服せしめんとする目的主義の慈善事業、淨財喜捨の財物を貧乏人に恵むことを主義とした

慈善事業とは異なつて居る。社會の進歩、個人の幸福を社會全體の力によつて行はんとするのである。社會全體で行はんとする意義に於て、國家化、公共團體化、法人化されて行くのである。

社會事業は生活の幸福、自由を與へようとする一方的努力である。この意味に於ては、一面に富者の富を制限し、一面に貧者を保護しやうとする社會政策とは異つて居る。社會政策なる言葉は獨逸に早く用ゐられ又その内容も充實して居たが、弱者を保護する意味は勿論加つて居るが、それよりも、富者の富を制限しやうとする權力的行爲が、ひらめいて居る所に特色がある。相続税を重くしやうとか、所得税に超過累進の原則を適用するとか、土地増價税を設定するか云ふ様に、租税の應能提供の原則丈けてなく、富者の不勞利得に課税しやうとするなどは社會政策の特徴が明瞭になつて居るのである。富の衡平とか、富

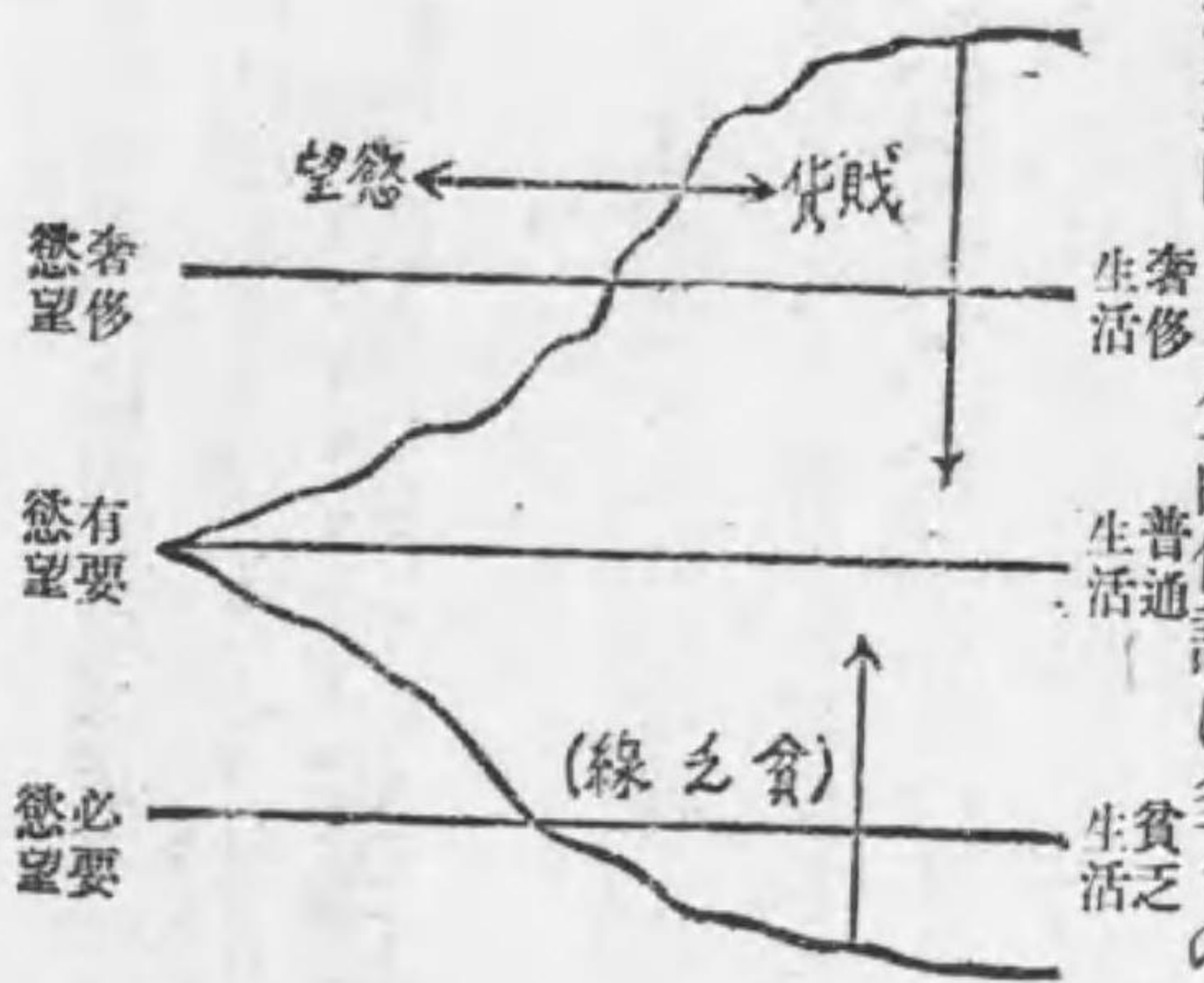


の均等とか云ふ思想は社會政策の方面には特に著しいのである。社會政策に對する社會事業の立場は、一方的であつて、富を制限することをば重く考へない。むしろ、社會の凡ての人の幸福、多數者の幸福を希望し、殊に弱者の保護、弱者の

精神的、物質的保護に多くの力を用ゐやうとして居る。こゝに大きな區別がある。今一例を生活についてとつて見れば

上に示した表の様になる。

人類の生活は物質的及び精神的生活の二方面をもつて居るが、今假りに、重に、物質的生活について例をとつて見ると、人類の慾望を財貨によつて満足して居る状態を生活と名附けて見ると、必要慾望（衣、食、住の如き原始的で、必然的で、



(圖想假)業事會社と活生

この慾望を満足しなければ、精神、身體を害するとか、維持し得ないと云ふ(慾望)を充たす丈けの財貨しか有せず、それさへもち合せないと云ふ様な生活状態を貧乏状態と云ふのである。この様な生活状態にある者を、普通生活の線まで引き上げる様に、引き上げなくとも、自然その人々の力で引き上がる様に、努力して行くのは社會事業でもあり、社會政策でもある。しかし、奢侈生活をして居る者又は奢侈生活をなし得る者の富を色々な機會に、色々な方法によつて制限して行くのは獨り社會政策のみ達し得るのである。この方面には社會事業は及び得ないのである。支那の言葉には、財は寡を憂へず、均しからざるを憂ふと謂つて居るのは、社會政策に着眼したものである。鰥寡孤獨を憐れむのは仁政であつて、その内容は社會事業でなければならぬ。富者の富みが、その死亡によつて相續者の不勞所得、不勞收入、不勞相續となるとき、大きな割合を國家が強制取得することによつて、富者の富を引き下げ、普通生活に引



き下げ、一方貧乏生活者の爲めに施設しやうとするのが、社會政策である。所得税に超過累進の方法を採用するのも、又土地増價税を課して、土地の不勞利得を徴收しやうとするのも、根本的精神は富の制限にある。そして、それは權力行動に重い意味が表はれて居るのである。社會事業はその意味に於て、社會政策の二面的なるに反し一面的である。その同方面の保護方面だけは共通の場合であると謂つても大した誤りではないと思ふ。

#### 四 現代社會と社會事業

社會事業を斯く押しつめて見ると、甚だ重い問題とも思はれない様になるが、現代は何故に斯くも熱心に社會事業に興味をもつ様になつたであらうか。今少し前までは、社會事業家とは一種の乞食の如き取扱ひを受けて居たのが、今日ハしきりに社會各方面に重ぜられる様になつたのはそも何故であらうか。

之を簡單に謂へば、現代の社會自體は社會事業を要求するに至つたのである。

戰爭以來、言ひ古るした自由、平等は今更らしく唱へ出された。自由の觀念も、平等の觀念も、古代人類の存在と共に發達して居たことも今更言ふまでもない、社會は血族關係から契約關係に進み、從屬關係から對等平等關係に進み、民法上には契約自由の原則は明かにせられる様になつた。世の中は親類つき合ひから、御約束、契約つき合ひに變つた。私達の先輩は嘗ては、政治上の自由を叫んで、之が爲めには死を賭しても猶ほ悔いないと誓つたのであつた。米國を自由の國と誇つて、『吾に自由を與へよ、然らざれば吾に死を與へよ』と叫んだバーヂニヤ州のバトリック・ヘンリーは、彼の死と自由とを同一に値ぶみするのであつた。かくまで、政治上の自由は重要なものであつた。

吾人の自由も公法上の自由とめて置けば、それと安心してあるのを、更に一



歩をすゝめて、私法上の自由、平等まで獲得した。現代社會は民法によつて、勞働の雇傭契約も締結せられるのである。資本家も人、勞働者も人、人としての價値に於ても、權利に於ても平等のものでなければならぬ。自由の女神、平等の守護神、吾々は彼の膝下にうれし泣きに泣いて居るのである。官吏は普通通りに、官吏服務規律の鐵則に服従して、從順の義務を嚴守し、一方的權力行動の尊嚴に全然從屬して居るのに、一方勞働界には平等自由の空氣は漲つて行つた。而して、今や、異なつた關係に立つ人々は同じ運命に弄ばれて居る。

昔の士族は貧乏でもあつた。しかし、妻子を養ふには不足はしなかつた。今の官吏、公吏、教職員は其の責任に於ては重く、服従關係に於ては昔の如くであるが、其の生の壓迫は筆舌に盡して居る。彼等は身自ら社會政策、社會事業の行はれざるべからざるを痛感して居る。社會事業の實行家は、社會事業の効果を引き受ける客體でなければならぬ。自己を最もよく知るは自己でなければ

ばならない。社會事業實行者は自らその必要を毎日實驗しつゝあるのである。

一面、自由契約のもとに、自由の女神を崇拜しつゝある勞働者は如何。自由の女神は不安の惡魔の化身に過ぎなかつた。封建時代から、丁稚制度があつた。丁稚小僧は主人に絶對的に從屬的關係にあつた。日常の常住座臥、起居動作を始め、煙草、酒、服裝にいたるまで、徹底的に主家の掟に従つて居た。家風と云ふものもそれである。彼等は家風に服従し、主人の命に従つて居さへすれば、相當の時期には簾を分けて貰つた。主家になれば、どんな不景氣の際でも、物價騰貴の場合でも、三度の食事と衣服に不自由を感じることがなかつた。大工、左官の類皆同一に親分にすがつて居た。穗積博士(八東)は憲法を講義し、常に保護は服従なりと言はれたが、丁稚達が服従して居るのは不自由であつたが、生活は自由で、嘗て不安を感じることがなかつた。

今の自由契約の下にある勞働者は契約は自由であるが、生活は不安である。



不景氣の襲來、工業不振の場合には自由に解雇せられる。かゝる場合に團結して解雇手當を要求するを例として居るが、弱い者の團結は強い者の團結より弱いのは普通である。ストライキを首唱したものは最も悪い勞働條件に甘じて居る人となつて居る。最も多く、強く自由を唱へる人は、最も多く、最も強い生活不安に襲はれて居る。自由の女神は右手に「自由」を、左手に「不安」を持つて居て、その一方だけ選ばすことは肯じないのである。自由の山は不安の谷をもち、自由の花は不安の實を結んで居るのである。自由の山に登らん人々は、不安の暗淵に沈んで居るのである。

神は心ありしや、なしや。自由契約の缺陷を社會事業を以て補はしめやうとして居るのである。自由契約に於ける不幸、不安をより少くし、より軽くする爲めに社會事業は頭を擡げて來て居るのである。實を謂へば、私法上の自由を益々盛にし、一騎打ち、自由競争を盛んにすればする程、社會事業は之に伴つ

て盛んにならなければならぬのである。戦争以來、自由思想の普及はよつて、社會事業の起つて來たのは、自由に伴ふ不安の排除が一層必要になつた爲めである。

更に一時的現象であるが、生活自體の不安は、各個人をして、人生、社會をより深刻に、より徹底的に觀察せしめ、思索せしめる様になつた。そして、露國は國家的、社會的のためなほしを各國民の前に試験的に實驗して展覽せしめて居る。人心は現在社會の上に何等か新光明を點じて見たいと、憧憬し、焦慮し、煩悶するの狀を呈して來た。これは、自由思想そのものよりも、より一時的のものではあつたが、自由思想を刺戟するにはたしかに強烈な基礎であつた。戦争中には、暴富を成した人があつて、この種の人は富を抱いて、富に傷いた。又一面には物價の暴騰によつて、生活難に苦しめられた群は社會の大部



分であつた。農村は米價の騰貴を喜び、負債を消却したのに多年の苦勞を忘れやうとして居る間に、一地方には、農業爭議は起る様な有様で、人心は安じない状態になつた。生活不安は正しく社會事業の活動を促す所以である。

富む者は益々富み、貧するものも幾分づゝ富む。生活は自然に向上するが、貧富の懸隔は漸次甚だしくなる。これは貨幣經濟の上に株式會社を認める以上、當然の歸結である。貨幣は大なれば大なる程、その力の強大となるのは經濟學の説く所である。貨幣と株式會社、これこそ、現代の貧富の懸隔を大ならしめる重大な原動力である。民法によつて社會に自由と不安とをもち來し、商法によつて、貧富の懸隔を大ならしめるとも謂へる。今や、貨幣經濟は益々富の集中を行つて居る。富んで苦しむ一面には、貧しくして苦しむ群もある。この群こそ、社會事業の要求者である。

ボサンクウエは嘗て、英國に於ける寺院中心の慈善を評して、水撒き慈善 (Sprinkling charity) と冷評した。今日の社會事業は消極的原因としては右に述べた理由も勿論存するが、更に重大な積極的原因としては、現代社會をして、すべての人により住みよき社會たらしめ、系統あり、秩序ある、脈絡ある社會たらしめ様とする理想が各人の胸中にひらめき、動いて來たのである。私達は求報主義や、政界主義や、水撒き式の社會事業には甘じない。どうしても、新しい社會、私達の理想を容れて呉れる、すべての人に幸福をもち來す社會を出現したいと望むのである。この望みこそ、上來述べ來つた、社會事業發生の消極的原因を基礎として、もち上つて來たのである。

社會事業の重要事項は救貧防貧であつた。そして、貧の如何なるものであるべきかは、何人もよく之を論じたことは已に之を述べた。こゝに、貧、貧窮、



極貧の如何なるものなるべきかを論じたのであつた。

貧富論も多くの社會政策家の好む所であつた。此等は何れも、實物經濟から、貨幣經濟に移つて、貨幣の人生々活に於ける重要さを餘りに重く見る爲めてあつた。貧も富も、慾望と所有又は所持する財貨との關係であつて、富も貧も、性質上差のある譯でなく、之を所有又は所持して居る人の主觀によつても異なり、又社會事情の如き客觀によつても異なる。富必ずしも絶對の富でなく、貧必ずしも絶對の貧ではない。況んや、個人的に貧者でも、若し社會的な富が發達して居れば個人貧憂ふるに足らないのである。一例を挙げれば、私達は子供を教育する丈の財産が無いにしても、若し、社會的富が充實して居り、小學校では授業料を徴しないばかりでなく、學用品、衣服、食料費まで公費で支辨する制度になつて居るならば、個人貧多く憂ふるに足らないのである。いかに富者でも、社會的富が發達せず、學校も、道路も、水道も、下水も獨力で經營し

て行かなければならない様では、個人の富多く數ふるに足らない。又個人の道徳、宗教によつて、富を富とせず、貧を貧とせず、財を輕視して、自ら陋巷に悠遊することを樂みとするに至つては貧富の區別も差別も求め難いこととなる。之を要するに、貧富は主觀、客觀により差を生じて來るもので、性質上の差違を見出し難い。

勞働問題の漸次困難となる理由は、勞働と資本とは根本的に別個のものであるからである。勞働者も人格者であり、資本家も人格者である。この點は同一である。しかし、生産の要素としては、勞働と資本との關係に於て、勞働は勞働者自身の人格者と一體不離のもので、勞働者は勞働問題を客觀的に靜かに考ふることは頗る困難である。資本家は資本と自己の人格とを分別して居り、勞働は即ち人格であるのとは異なる。この故、資本家はいつても、勞働問題を冷やかに考へ、勞働者は熱烈に考へ、兩者の調和を失ふのである。そして又、勞



働問題のむづかしいのは、資本家と労働者とは全く異つた立場に於て對立する點にもある。資本と労働とを調和することは勿論緊要ではあるが、調和すべき性質上の差異は餘りに判然として居る。

その事と貧富問題、所謂廣義の社會問題とを對照すると頗る興味がある。已に謂つた如く、貧者と富者とやゝもすれば對抗する様に論ずるが、元來貧も富も労働と資本との如く相容れ難い別個の觀念ではない。貧富は人と物の關係であつて、僅に財と慾望との大きさの差がある丈で、性質上の差は全然ない。又貧者も人格者、富者も人格者、貧富の對立と、貧者と富者との對立は別々なのである。そして、貧富の對立は漠然と社會と云ふもので統一されて居り、勞資の様に一産業内に對立して居る譯でない。近頃階級思想を云々して、ボロイタリヤとかブルジョアとか云ふが、よくよく考へて見れば、貧乏人の群として別に團體をなして居るものでなく、富者として富者聯盟を作つて居る譯でもない。たゞ、社會

意識として斯く意識する丈けてである。

しかし、國によつては、労働者は貧者、資本家は富者と、幾代の宿縁の如く決定して居り、社會階級の姿をなして居る所がある。かゝる場合は容易に労働問題も、廣義の社會問題も分別して考へ難くなる。従つて、社會問題と労働問題とを同一に論じて居る所もある。又一面には、労働者が、資本主義の偉大な力に弄せられるのを見、彼等の生活は漸次貧窮に陥り行くを見て、志士仁人は見るに見兼ねて、その貧を最も強くいたゞしく感じ、慈善、救濟事業は貧を處理するの事業と考へ、恰も、古代に見られた乞食や、貧乏人の路傍に彷徨するのを憐れむ様な態度に出た。

のしかし、私達は貧を以て社會生活の一現象は過ぎないと見て居る。そして、私達は社會の進歩もすべての人の幸福も、單に貧を豫防したり、救つたりすればよく實現し得るものとは信じないのである。社會の進歩は社會全體



から、個人の幸福も、社會全體から個人をながめなくては、解決はつかないものと信じて居る。況んや個人貧の救済のみに着目して居るが如きは最も狹隘な考であつて、救貧とか、濟世とか云ふことは勿論、社會を對象として考へるには力足らないと思ふ。

よく生れ、よく養はれ、よく教育せられ、よい職業を得て、社會生活の樂みを得て行くには、生活自身の幸福、自由を得なければならぬ。これは、社會を進歩せしむる上に於て、又個人の幸福を得しめる點に於て生活そのものの幸福を得しめなければならぬ。

私達今日の思想は生活と云ふことを、多くの説明なしに認容し得る。しかし、少し前までは生存(Existence)と生活(Life)とは左程明瞭でなかつた。それは明瞭であるとしても、社會救済事業が個人に對して行はれる場合には、生活保護

は行き過ぎて居る。保護の厚きは個人をして、自立、自營、獨立の精神を害するものとして、いたく之を戒めた。自由放任の經濟學者には、今日、私運觀念する所の社會全體の協力で、共存、共榮と謂ふが如き思想は了解し難い所である。英國流の學者が最も痛烈に唱へた自由競争主義を以て觀れば、個人の生活などを保護することは行き過ぎてあらう。アダム・スミス(Adam Smith)の富國論に於ても、マルサスの人口論に於ても同様である。我國の現状はまだ自由競争主義の經濟觀、マンチイスター派の經濟觀が相當勢力を占めて居て、今一段すすめた社會觀、經濟觀は容易に受け入れられない。共存、共榮主義、協同主義、社會連帶主義の社會觀、經濟觀は十分に受け入れられないのである。従つて、社會生活を拱同の力で、相扶け、相倚つて行かうとする社會觀と、個人の自由競争に放任し、劣敗者の生存丈けを救つて行かうとする社會觀とは、全然何れともきめられず、其の時々の出來心によつてきめられて居る次第である。



る。或るものは非常に進歩もし、或るものは非常に遅れるのは、かくの如き消息によるのである。

無聲の聲、無權の權と謂つたが、社會を脅かさないう無聲の聲は耳を傾けられない。社會に暴動を起さない無權の權は認められない姿である。嘗て、忌むべき不祥事は生活難、生活不安を基礎として、少數の女達によつて全國的に誘發された。所謂米騒動これである。米價の暴騰、米の不足は生活を脅かすに違ひはない。しかし、米價の暴騰も、米の不足も、騒動のあつた時より、より高く、より不足して居る場合がある。たゞ騒動によつて社會は脅かされなければ、官民共に冷淡に取り扱つて仕舞ふのである。現在の社會的施設は騒動以後の産物であるものは中々少くない。何たる皮肉であらう。

社會一般はまだく社會連帶主義に進んで居らぬ。之を進める手段は、演説よりも、講話よりも、印刷物の配布よりも、婦人達の騒動の方が有效な様に思はしめる傾向のあるのは何たる危険なことであらうか。求めよ、然らば與へられん。求めよ、然らざれば與へざるべし。求めよ、強迫せよ、然らざれば與へられざるべしとの觀念は最も危険ではあるまいか。いつまでも、生存保護を考へて居る間に、世は社會生活の社會連帶を考へて居る。この希望、理想を急激でなく、非論理的でなく、ゆつくりと論理をたゞして進めて行かうとするのは、生活幸福を目的とする社會事業である。

(野火燒ケトモ不盡春風吹イテ又生ス)



## 第一章 出生幸福事業

(胎兒保護事業)

### 一 出世幸福の意義

民法に権利の享有は出生に始まると規定してある。権利の享有は法の保護する利益であるが、社會、社會問題の大きな重い問題はこの出生に胚胎して居るのである。

一國の文化燦然として輝き、法として至らぬ隅なくとも、生れ落ちてから、相當の權利自由が認められても、生れぬさきから、出生の自由、幸福の考へられて居らない社會は暗黒である。

私は今更らしく、又現實の事實を新発見らしく謂はなければならぬ。子は親から生れる。人は親から生れる。どんなに自由な世の中になつてもこ

の事實に變化がない。子の無い夫婦がある。兄弟、姉妹のない人もある。しかし、親から生れない子は無い。この當然の第一事實は社會に幾多の缺陷をもち來すのである。

今一つは、子は親を選んで生れる自由をもたないことである。私は、この事實を事實として述べる丈けて、子に親の選擇權を與へよとか、子に親を選ばしめよとか云ふ意味を述べるものと早呑みこみする人のないことを望む。子は親から生れ、子は親を選んで生れる自由をもたない事實は、社會問題の根本をなして居るものである。

いかなる人でも、親が、アルコール中毒に罹り、肺患、癩病、梅毒患者でありたくないと思つてあらう。又精神病者とか、體質の悪い者とか云ふ親を親として生れたくない事はどの子にきいても皆同じであらうと思ふのである。しか



し、事實は中々さうは行かない。遺傳學の發達した今日、遺傳の恐ろしい事實は著々と證明されて來て居る。しかし、遺傳學を現代社會に適用して社會を改善しやうとする努力は極めて微弱である。子を生む親に對して、相當な努力を試みて、生れ落ちる子の不幸を減じて行かうとするのは、出生自由、出生幸福の努力なのである。現代社會に、不良少年とか、低能兒とか、精神薄弱兒とかい、不幸薄命な人々として、世に社會的保護の客體とされて居るが、いかにその施設は完備しても、その根本に溯つて研究されない以上は、勞多く効少ないものに終らざるを得ない。

出生自由を社會的にするには二つの方法が試みられて居る。その一つは立法の力によるもので、他の一は社會的努力である。他の事業でも、勿論立法事業と、實際施設と兩方面の存することは當然であるが、しかし、出生幸福の問題

は法律の力でなければ行はれないことが多い。癩、梅毒、或る程度以上の精神病患者の結婚の結果に伴ふ出産を制限するが如きこれである。米國などによく行はれて居る法制であるが、これは立法の力でなければ強行する譯に行かぬ。我が國にも、この種の考究が行はなければならない。或る癩病院を視察したとき、癩患者を親とする可憐の幼兒が、親と病院に同居して居るのを見て、いかにもいた／＼しく感じたのであつた。親をもつて居るから孤兒院にも送れず、病院に住居する以上行旅病者の同行者とも見られず困つて居るとの事であつたが、その缺陷よりも、癩患者より生れた子の不幸を思ふものである。貧困者の子の事については、更らに別に述べるとしても、癩、梅毒、アルコール中毒者の如き、精神病者の或るものについては結婚生活の結果を制限し得る様になるのは、遠くはあるまいと思ふ。



## 二 妊婦保護による胎兒保護

出生自由の立法化しやうと試みられて居るもの、一つに妊婦の保護の施設がある。労働婦人の妊娠中の或る期間は労働を禁じて休養せしめ、その間、母たる者としての栄養を十分に攝取し得る様に手当を給與しやうとするのである。今日でも、相當に之等の具體的施設はあるが、之を國際的に立法化して、婦人、妊娠婦人の権利として行かうとするのは大きなことである。一九一九年の米國華府に開かれた第一回國際労働總會に於て、採擇された國際條約案中には、産前及産後に於ける女子の傭使に關する條約案と云ふのがあつて、其の第三條中には、工業若くは商業に於ては、六週間以内に分娩することあるべき旨を記載した醫師の診斷書を提出すれば、その工業若くは商業に就業することを休む権利を有する旨を規定して居る。そして、この休業中は公共基金より又は保險制度の

方法に依つて、本人の充分且つ健全なる扶養を爲すに足るべき給與を受くべきものであると規定し、尙附加給與として、無料で醫師の診療又は免許産婆の手當を受け得る権利を有する趣旨を規定して居る。この條約案は容易に強國の批准を得べくも見えないが、これは、労働婦人を保護するばかりでなく、健全な、疲労しない母體から、健全な子を産ましめ様とする私の所謂出生自由の原則を法制化しやうとするものであると考へる。此の條約案は、この通り各國に批准されないにしても、各國の労働立法中には程度こそ異なつて居るが、その精神は已に實現されて居るのである。

右の條約案中には、産後六週間は労働に従事することを禁じ、その期間は本人及び嬰兒を充分で、且つ健全な扶養を爲すことが出来る丈けの給與をなすべきこと産前と同一である。母を保護し、子を保護する其の根本精神には、子を



保護することの大精神、大思想が脈々として流れて居る。同條約の第二條に、保護せらるべき母は既婚者でも、未婚者でも、子は嫡出子でも、私生子でも、同様に取扱はれて居ることは、正しく、生れる子は、母親の正當な結婚手續をなし得たかどうかを選ぶ自由の存して居らないことを物語つて、如何にも有り難いことである。

私は、子は親を選んで生れる自由をもたないと謂つた。この言葉甚だ過激の様であるが、今日まで私生兒が如何に法制上氣の毒に取り扱はれて居るかを見れば、親の過失、不注意、不行儀を子が之を引き受けさせられて居るのである。結婚手續を済ました親を親として生れたいとは皆の望む所であらうが、人事の實際は中々さうは行かないのである。親の正當に結婚して居らぬ罪を、子は何等の罪なくして之を引き受けて居る。法律上でも子の權利として受けて然るべき

權利を享けて居らぬ。又社會上の實際でも、庶子とか、私生兒とかは相當肩幅の狭い取り扱を受けて居る。親を選ぶ自由をもたない子に、親の罪を負擔させるのは不道理である。外國に於ては段々私生兒と公生兒とを差別待遇せぬ様になりつゝある。獨逸憲法は其の第二百二十一條に『私生子に對し法律により其の肉體的、精神的、社會的の發育に就き嫡出子に對すると同一の條件を有せしむべし』との趣旨を規定した。此等も出生自由の原則を根本思想として居るものと考へざるを得ない。

我が國で最近に健康保險法案は議會に通過した。保險給付をなすべき事故の一として妊娠、分娩を規定し、その妊娠、分娩は正當な結婚の結果であると否とによつて保險給付をなすか、なさないかを區別せず、此等を平等に取扱ひ得る様に規定したことは、最も正當であると考へられる。私は、農商務當局者が、親の罪を子に轉嫁する從來の誤れる考から、敢然として脱却した賢と勇とに敬



服せざるを得ない。その他の法律の上に於ても、社會上の實際に於てもかくななければならぬと信ずる。

以上は主として法制上の問題であるが、更に、子の出生に就いて、その幸福を考へさせられる大きな實際問題として、一般的なものに禁酒運動があり、特殊なものに妊婦相談所がある。而して、更に共通的にして、重要事として、我が國民の痛烈に告げなければならぬのは、親たるの準備、親たるの道德、親たるの責任を深く強く自覺して行かなければならぬ事である。

### 三 親の義務としての禁酒運動

禁酒問題は始めは主として道德問題であつた。中頃經濟問題となつた。近頃は健康、能率問題として重く見られて來たが、私はこゝに遺傳の上から、禁酒

運動は、子の酒のみの親から受ける害を除く爲めの重大事項であると考へるものである。親として子の親となる用意如何は親として最も大切なつとめである。親が飲酒することによつて、子にいかなる影響を及ぼすか。少くとも、(一)酒飲みの親をもつ子の死亡率は高く、(二)その子の身體は薄弱、精神も弱く、(三)病氣に罹り易く、(四)短命であるとの事である。殊にアルコール中毒者の子に至つては、その慘害實に恐ろしい程である。此等の統計は拙著に於て、外國の資料を集めて置いたから之を略するとしても、凡そ親は、子の夭折を願ひ、身體も精神も弱く、病氣に罹り易く、短命なるべきを望む筈がない。親として子の幸福を祈らぬものではないのであるが、さて遺傳の顯著な事實を解せず、酒を單なる自家の藥位に考へて居る人が多い。幾多の統計の中から、母親の飲酒が、其の子の夭折に至大の關係のあること丈を摘記して置く。スリッパンの説く所によれば、二歳未満で死亡した子が、母のアルコールを飲用した期間によつ



て段々多くなつた事實を擧げて居る。酒を飲む母親百二十人が、四百四十四人を生み、その中三百五十一人は二歳未満で死亡した。而も、段々末子になる程死亡率の多い事を示して居る。

	死亡率
初 生 兒	八十名
第 二 兒	八十名
第 三 兒	八十名
第四兒、第五兒	百十一名
第六兒より第十兒	九十三名
	七二、〇%
	三三、七%
	五〇、〇%
	五二、六%
	六五、七%

右示す所によれば、末子程死亡率が多くなるが、これは主として生殖細胞並に發育中の胎兒に及ぼす直接の影響によること多いとの事である。これは固より一例に過ぎないが、親の飲酒は子に害を及ぼすものとせられて居る。果し

て、然るなれば、子の幸福を祈る親は飲酒し得ない筈である。こゝに、親たる者の責任とし、義務として、禁酒問題は有力となつて来る。出生自由、親の飲酒から生ずる不幸から免れる自由を子に與ふべきものである。(飲害の諸統計は拙著「學校書院を原動力とする社會改良」一六八頁より二七六頁まで参照)

飲酒を以て離婚の原因となす理由は之を知らない。しかし、歐米社會に於ては離婚を罪惡視して、愛の消滅した夫婦さへも、別居の形式に於て夫婦關係を繼續して居る。之は基督教に胚胎するのでないかと思はれるが、愛なき夫婦を法によつてのみその關係を存續せしめることは、不可思議の至りである。然るに、こゝに吾々に又一應不可思議に思はれるのは、飲酒を以て離婚の原因とすることである。英國の如きてさへ、離婚調査委員會を開き、離婚原因として泥酔を加へるに一致し、一時その法案は上院を通過した旨の報告があつたが、或はその



後法となるかもしれないが、一寸注意を怠つて居る。その他の國にも、この法があるが、米國では飲酒を以て離婚の原因とせぬ州は極めて少ない。尤も禁酒憲法の行はれた今日は、この離婚法も殆んど無用に終る譯であるが、改正憲法施行以前には殊に面白ろいものがあつた。飲酒を以て離婚の原因となす法律に二通りあつて、常習的に大酒するものと、一定の期間（一年、二年、三年の別あり）大酒するものと區別した。前者は十八州以上に行はれ、一年以上大酒のものゝ規定したものは十二州及び布哇に、二年以上は二州、三年以上は三州と云ふ姿である。英國では泥酔を以て離婚の原因としやうとしたが、何れにしても、妻として夫の飲酒、夫として妻の飲酒の害から免れることは即ち子を保護する所以の道ではあるまいか。飲酒を原因に親子、兄弟の縁を切るとか謂ふことは想像されないが、大酒が離婚の原因となるのは子の出生自由、幸福を思ふ爲めではあるまいかと誠に有意味に考へられる。

#### 四 親の義務の宣傳事業

世に男女あり、男女家を同じくして夫婦となり、夫婦生活に伴ひて自ら親となるは自然であり、天理である。夫婦には夫婦の道あり、親子には親子の道がなければならぬ。而して、夫婦の道としては、婦の夫に對する道が最もよく發達して居るが、夫が妻に對して守らるべき道はまだ幼稚である。この點に就いての重要問題は更に他の機會に述べなければならぬが、こゝに子の親に對する「孝」道は、我が國に於て最もよく發達し、これが家制に最も力強いものとなつて居り、所謂縦横道德の結合、夫婦兄弟の道と親子の道との交錯である。この點は、家制は衰へたと謂ひながらも、まだ我が國の社會の強味である。

しかし、一度親の子に對する道と云ふことに考へ至ると、顧みらるべき幾多



の問題がある。男子として、夫として、父としての諸道德の内、子に對する親のつとめを顧みたとき、私生兒の親たる者もあり、正常な親でも、或は悪い病氣や、酒飲みの親たるの實例は實に澤山にある。そして、それは割合に平氣に、吞氣に考へられて居る。斯くの如きは、飲酒の子に及ぼす害惡と、親としての道のよく明かにならない爲めである。子の道が明かであつても、親の道、子を生む親の道はよく發達せぬ爲めである。禁酒運動の第一基礎は子の出生の自由を親の道として履ましめ様とする所に存する。

母親の身體、精神を保護して、生れる子の不幸を除かうとすること、生きて生れ得べき子を死産に終らしめる不幸とを除かうとする努力がある。この二方面は一面は健全な子を多くしやうとし、一面には死産を減ぜしめようとするのである。

母體の保護は、出生自由を得しめやうとする大きな働きである。兒童保護と稱せられる事項の中では、最初のもので、最も重要なものである。そして、この問題は生活問題としては、榮養、住宅、勞働の諸問題に關係すること最も多く、第四章で述べる生活自由の原則の實現に待たなければならぬことが多い。衛生問題としては妊婦の心得、産院の發達、母親相談所の普及の如きは省くことの出來得ない問題である。

我が國の人口問題を一瞥するのに、出生率は減じ、而も死産は中々多い。關東、東北地方は殊に死産が多く、最も多い地方は人口千人につき栃木縣の四人・五埼玉縣の四人・一である。

又明治四十四年から大正四年まで五年間の調査では、出産百につき、死産は九・七であるとの事であつて、他國には例を見ない、死産の最も多いと稱せられて居る佛、白兩國でさへ、我國の半數に過ぎない状態である。母體の保護も行



きといひて居らない我が國では、産婦の死亡年々六萬三四千人を下らない。人口十萬につきて一三人・三の割合を示して居るが、外國には伊國八・九佛國一〇・三普國一〇・四英國一一・一で、我が國は最も高率である。

私はこゝに外國に行はれて居る、諸施設について細々と説くことを欲しない。たゞその一部分について述べる。どうしても、強く主張しなければならぬことは、親たるもの義務と責任の自覺である。

私はこゝに遺傳學とか、優生學とかを説く資格をもたない。しかし、男女相婚するに、親たるの責任を果し得るかどうかを先づ、理智、理性の上に立脚して考へて貰ひたい。弱いものは女で、愛される心理を解するが、愛する心を解せず、戀は思案の外と云ふが如き、人生を遊戯視する觀念を先づ排撃したい。結婚には、先づ親たる者としての意思、情操、體力を十分にそなへたものでな

ければならない。肉の腐敗、靈の腐敗した男女は親たるの責任を果す資格を備へないのみならず、世に多くの肉體的、精神的の不良分子を増加するに過ぎないのである。梅毒、肺患、アルコール中毒、精神病者、更に厭むべき病氣に罹つて居る人の如き大に猛省しなければならぬ。更に、精神的に、肉體的に立派な男女でも、未だ精神身體の十分に發達しない場合の早婚は之を慎まなければならぬ。民法上の結婚能力の規定丈けて完全とは謂へない。生理學、醫學の指示する所に従はなければならぬ。況んや、結婚を單なる男女の情操のみによつて決定すべきでなく、理性の上にならなければならぬ。私のこゝに理性の判断を云々するのは、單に親たる肉體的、精神的充實を判断するを意味するものであつて、世の財産とか、地位とか、名譽とかを判断する意味ではない。此等のものはあつて害にならぬものであるが結婚、男女の愛に對しては、第二義的のもてなければならぬ。結婚の第一義は謂ふまでもなく愛である。而



して、其の愛は親たる自覺を呼び起すに足る理性の伴つたものでなければならぬ。結婚は、單に結婚當事者丈けの愛の満足を標準とせられない。結婚に伴ふ親たる資格について、十分の責任、用意がなければならぬ。

男女婚すれば夫婦となる。夫婦生活には親たる資格を生ずることを普通とする。親と子、夫と妻、この二つの關係を靜かに考へたとき、弱い者が強い者に對しての道德、責任が發達して居るが、強い者が弱い者に對しての道德、責任は、まだ、弱い。夫は妻には「貞」であることを望む。親は子に對しては「孝」ならむことを望んで居る。我の貧を以てしてよく、各國に肩を並べて居る理由には幾多あるが、その中、社會的に大きなものは、親は子を愛し、子は親を慕ひ、妻の貞操の比較的よく保持されて居る爲めと思ふが、さて、子の親に孝である如く、妻は夫に貞である如く、父親は果してよく、父たるの用意、責任に缺ける處がないかを顧みるとき、幾人か憮然たらざるものがあるであらうか。酒の

飲用は子に害を及ぼすことは學者の説く所であるが、何人が父たる義務として酒の問題を考へて呉れるであらうか。微毒が子に重大な害を及ぼし、母體(妻)に重大な害を及ぼすことを知つて、これに對しての戒心をどの程度にまで拂つて居るであらうか。顧みて、男子中心の社會の横暴を自ら耻ぢなければならぬ。「孝」なる社會意識が發達して居るから、一言「孝」ときけば、一種の崇高な感<sup>カ</sup>を起し、電氣に打たれる。然るに之に對して、親は子に對して社會意識として何をもつて居るであらうか、何ものも社會的意識として發達して居らぬではないか。慈愛、慈光、和光の權化としての親の存在を疑はぬが、この慈愛は科學的に淨化、聖化、純化されて居らぬではないか、又母としての責任、義務を學問的に、科學的に自覺させられる様に教育されない婦人の爲めにも悲しまざるを得ない。『胎兒を殺すは貧と無智とである』ことは實際上の事實である。酒害を母體(妻)に移し、之を酒害を受けた子種<sup>コメネ</sup>として生れしめることの悲惨は、夫の



横暴、妻の無智的愛が其の因となる。この二つの結合は子をし悲惨不幸のものたらしめるものである。私は男子に夫たるの用意、父たるの準備、決心、自覺を願ふと同時に、女子にも妻たるの用意、母たるの準備、決心、自覺を、出生自由の原則を具體化する第一策、第一歩であると思ひ、その思想を普及せしめるのは目下の急務なりと思ふのである。

### 五 出生自由の諸問題

さればとて、出生自由についての特殊的社会施設を輕視するものではない。我が國の現状は、出生自由についての思想は幼稚な丈け、それ丈けまた、出生を保護する社会施設も幼稚である。試みに一二の事例とこの點についての根本精神を述べる。

工場法は無くともあつても別に大問題とされて居ない。多くの望みをこの法

にかけて居らない。この法中に妊婦についての保護規定を缺いて居ることを今更驚くべきではないが、工場法施行規則第九條に『工業主は産後五週日を経過せざる者をして就業せしむることを得ず』とあつて、産前の休養の規定を缺いて居るのみならず、産後の休業中の手當の規定をも缺いて居るのであつて、如何にも同情に堪へざるものがある。新たに立法された健康保険法は同第五十條には、『被保險者分娩したるときは、分娩費として二十圓を、出産手當金として分娩の前後勅令を以て定むる期間一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給する趣旨の規定のあることは工場法より見れば勿論相當進んだ保護を受けるものである。而も妊娠の原因は正式の手續を履んだと否とに區別を置かないことは已に述べた通りである。

妊婦並に母親に妊娠中の心得を諭し、其の健康状態を查察して、之に適當の



指導を與へるのは何人も氣の付くことである。普通の家庭では、妊娠すれば、母なり、姑なりが、自分の經驗上適當の注意を與へ、且つ適當な産婆を選びて之に診案せしめ、餘裕のある家庭では、猶ほ産科醫にも診察せしめる様に相當注意は行き届いて居るが、下層階級に於ては生活上の困難及び妊娠上の注意の缺乏から随分危険が伴ふ場合が多い。妊婦の保護所とか、産院とか稱せられるのは即ちこれである。かゝることは、今より三十年も以前から考へられ、佛國のナンシー市に設けられたさうだが、それは多くの反響をひき起さずに終つたとの事である。しかし、これは妊婦丈けのものでなく、乳兒と親母との保護のもので、千八百九十八年に巴里市に設置せられ、漸次他國に及んだ母親相談所、兒童相談所と見るべきものであるから、出生の自由よりも、生活の自由について述べた方がよいと思ふ。戰時中米國は子供の保護に意を用ひ始め、兒童保護の最低標準を發表したが、その中には、『出来る丈け妊娠保護所を設け、妊婦保護所に

於ては、妊婦にして個人的に醫師の診案を受け居らざる者に對しては、妊娠の初期に於て、十分な診察をなし、初期間は三週間に一回、六箇月以後は一週間に一回の尿水検査を行ひ、且つ産婦衛生を教へ、又、其の健康状態を監視する爲め、六箇月以前には月一回、其の後は二週間に一回の往診を行ふこととし、更に分娩後のことまで訪問看護等にわたつて述べて居る。これは、健康な母より生れしめ様とする私の所謂出生の自由を具體化しやうと考へて居るものである。紐育には紐育妊産婦保護協會があつて、市内適當の地に二十五箇所の妊産婦診察所を開設し、各所に看護婦があつて、醫師の診断を受け得る。毎月平均一千人を下らない妊婦に保護を加へて居るとの事である。

歐洲大陸に早くから行はれた母親金庫とか、勞働保險法中の妊産婦の保護の法制の如き、低廉純正の牛乳の供給事業の如きは何れも、母を保護することによつて子を保護しやうとする考へ方から生れたものであつて、我が國にも相當



に考慮せらるべきものである。

都市に奨励すべきは産院、母親相談所である。郡村に普及すべきは無料産婆である。最近の調査(大正八年)によれば全国の産婆數三萬五千二百三十五人で、その内公營のものは極めて少數で、大部分は相當の手續料をとるものである。我國には舊慣があつて、産についての謝禮は中々重いものとせられて居る爲めに、貧困なものには随分重い負擔である。今後は出来る丈け市町村營の産婆を奨励し、相當の手續料を徴收することは勿論妨げないが、貧困者の爲めに、手数料免除の道を開くことも必要である。現在でも、奈良縣を始め、その他にも行はれて居ると思ふが、今後益々發達せしむべき施設と思ふ。

こゝに一言を禁じ得ないのは私生兒の問題である。私は子は親を選択して生

れる自由をもたないから、私生兒も公生兒も、子として同一の價値、自由、權利をもたなければならぬと思ふが、今他の一面には私生兒は現在の社會には不幸な地位に置かれてあることを、世の親となる人は十分に省みなくてはならぬ。世には『結婚せぬ母』がある。我が國に年々十五萬人から十六萬人位の私生兒の生れぬ年とてはない。それには、事實上、習慣上の結婚の手續を済まして、法律上の手續を怠つて居る母もあり、又事實上の重婚を敢てして、法律上どうしても妻となり得ない妾の地位にあるものもあるし、一時的な男の不道德や、玩弄物扱されて傷むべき事實上の母となつたものも多い。これ等多くの人には妻とならずに母となつて居るのである。妻ならざる母、何たる悲しむべき母でせう。之を子供から見れば、父をもたざる子、眞の父をもたざる子、社會的地位から見れば、日蔭者、隠し子、父なし子、姿寂しく、肩幅狭い子、哀れにも傷ましいことである。ヘルレル・シルレル・タウベ『幼少年保護要綱』中には各



國の私生兒の割合を掲げて次の如く記述して居る。

出生千人につき私生兒割合(一八九一—一九〇〇)

獨逸	九一	英	四二
澳	一四五	蘇	七一
伊	六六	愛蘭	一六
佛	九〇	白	八四
瑞西	四七	瑞典	一一〇
那	七三	丁	九六
日	八七(大正六年)		

外國では、私生兒の母は必ずしも、教育程度によらないとして、普國ではプロテスタント教を信ずる者多く、(出生千人に就き約十人)ローマンカソリック教を信ずる者之に次ぎ(出生千人につき約六人)他の基督教を信ずる者千人につ

き約二人の割合であると報告されたことがある。我が國は、女の貞操に餘程嚴重なるに拘らず、尠からぬ私生兒のあるのはいかなる譯か。或は結婚手續を粗略にする爲めもあらうが、一面男子の亂暴、女の地位の低いことなども原因であらうと思はれるが、それはしばらく別問題として、私生兒として生れる者の不幸は數限りない。外國でも、私生兒の死亡率は多いとされて居る。獨逸國での報告でも、英國での同様であるが、今獨逸國のものを擧げると次の通りである。

公生兒私生兒死亡率比較

公生兒	私生兒
一九〇一	三三三・九
一九〇五	三二二・六
一九一〇	二五五・七



いかに、私生兒は不幸な運命の子として生れるかを窺ふことが出来る。更らに、教育上、社會の地位獲得上如何に不運にあるかは想像するに難くないのみならず、彼等は兩親の愛の結合によつてはぐまれず、時には貧しい母の子として、世に寂しく進まねばならぬことがある。大正八年三月に里子貫子のはかなき運命にある子一萬九千七百七十人の内五千百八十八人即ち四分の一強は私生兒であることの調を得たことがあるが、私生兒は父の愛から離れるものが多いのみならず、母の愛からも離される不幸なものも多しことを知らなければならぬ。

私は以上の數頁に互つて、個人の社會的義務である結婚の純理を説いた。社會事業として出生の自由論は、法制として結婚に伴ふある種の制限、妊婦保護の法、社會施設として禁酒運動と妊娠中の攝生、榮養施設を必要とすると云ふよ

り外はない。その他は個人の義務、自覺である。個人の自覺は痛切になれば、自然に社會立法、社會施設が無用になる譯である。しかし、いかに、婦人の貞操、男子の性の道德が發達しやうとしても、若し、婦人の教育、職業、生活が現在の儘であり、若し婦人にして、生活難に迫られ、親兄弟の扶養の爲め止むなくんば貞操の廉賣も國家として是認するを得ないと云ふ態度を變じない限り、又生活保護や、兒童保護の徹底しない限りは、現在の社會では、婦人自身の意思に背いて、性の徳を廉價に賣り、『嫁がざる母』となる悲慘を拂ひ去るに至らないであらう。又男子にしても、現在の不徹底の教育から今一步進められない限り、職業自由の原則は今少しく眞剣にならない限り、生活は今一層愉快にならない限り、私達の道德的説明も馬耳東風の感なき能はざるものがあらう。斯く感じて來ると、出生自由、出生保護、出生幸福の實現はいつの時であらう。優種學者の記念塔は人類によつて崇拜せられ、禮拜せられる時はそもい



つてあらうか。社會事業を益々多忙にすべく、社會事業資金を益々増大すべく、不良、低能の不幸、不運、薄命の子を生んで、平然なる親、冷然たる社會をいつまでも當然として見て居るのは餘りに矛盾である。

親を選ぶ自由なき子の爲めに、よき親より生ませしめ様とする社會的努力は、出生自由を希願する社會事業である。

近來、受胎制限に關する議論は試みられて居る。受胎制限の論は、經濟的理由のものは、社會事業の徹底しない爲めに起る。社會事業家、社會政策家、政府も經濟關係の立法、施設によつて國民を保護せず置いて、受胎制限によつてこれを緩和しやうとするのは無責任である。又受胎制限が遺傳學的根據のもとに、精神病者、アルコール中毒者、癩患者、梅毒患者等の爲めに説かれるのは根據がある。米國では州法により、白痴、酒癖者、色情狂等の婚姻を禁止し、又結

婚に伴ふ結果を不能ならしめて居るもの十幾州を算するさうであるが、學理的のものであると思ふ。一八六五年以來和蘭に受胎制限相談所を設け、後政府之を公認して居るとの事であるが、私は遺傳學上、優生學上の根據以外に、經濟論丈では受胎制限に賛成されない。世の多くの研究家の根柢ある研究を望むものである。

經濟上から受胎制限を唱へなければならぬ様な、非社會的な生活狀態を遺憾とするのである。

(母性の愛は正しい結婚に始まる)



## 第二章 成育幸福事業

(兒童保護事業)

### 一 人間最初の幸福

善く生れたものは、最初の自由としてよく養育せられ、よく教育せられるのは何れよりも大切な幸福である。私は養育と教育との自由、幸福を何と名けることが適當であるかを知らない。しばらく成育の自由と名づけたい。従來及び現在では之を兒童保護事業と謂つて居る。その言葉は何れにしてもよい母、よい父、よい家庭でよく養はれ、やがてはよい學校、よい教育についてよく學びよく教育せられなければならないと考へるのである。定めて、世に生れ落ちる子供にその願をきいたならば色々の願ひを申し出るであらう。願くば、自己の親の手で養育されたいと望むであらう。のみならず、子は親に對して、養育教育の能



力のあること、又子の能力を充分に發揮すること、及び子の能力を發揮するには適當なる經濟力を有つて居ることの三つの要件を要求するであらう。世の中には子供の養育教育を爲すの經濟力は充分にあつても、父たる務め、母たる務めを充分にしない者は數限りなくある。孝は人類の大道であり、身體髮膚之を父母にうく、敢て毀傷せざるは孝の始めてあるとしてをる。孝は道德の大本で、如何なる立派な人でも、孝道に缺ける所があつたならば、其の人は人格者として見ることでき得ないことは何人も異存なく、又私達もしかく信じて居るものである。孝とは何であるか、子供が親に對する所の感情の正しき表はし方である。然るに孝は人類の大道であるならば、親が子に對する務めも大道であるとしなければならぬ筈である。然るに支那の教にも孝に對する觀念に相背する——即ち子より親に對する道德の反對である——親の子に對する道德の社會的事實として表はれてをるものはない。單に慈愛であるとか、愛情であるとか

いふやうな自然的な文字に依つて表してをるだけで、社會道德的に之を明確に表して居ない。詰り強き者が弱き者に對して要求してをるが、強き者が弱き者に對して守る可き道が社會事實として明瞭に發達してをらないのである。義務教育の如き親の義務として明瞭に規定せられたのは近い時代のことであつて、決して昔から凡ての親の務めとして明確に觀念せられた譯のものではない。即ち經濟力を有つて居ても、子供を適當に養育教育するといふことが親の義務となつて居なかつたのである。現に今日に於ても子を知る者は親に若かず、子を育てるに最も適任な者は親であることは、學者も實際家も一致する處であるに拘らず、子供の教育を爲す經濟力は充分に有りながら、却つて之れを或は家庭教師に托し、或は保母に托しなどして、自己が直接に子の養育教育に當らない者は數限りなくある。孝を大道とする國に於て許すべからざる無責任な親と言はなければなるまい。又假令經濟力を充分に有し、子供を養育教育しようといふ意



思があつても、其の能力を缺いてゐる母が數限りなくあることは否定することが出来ない。育兒とか家庭教育とか、なかなか思ふやうに行かず、不適當な養育教育に甘んじて少しも之を疑はない。社會は實に子供の爲めには天國でもなく、極樂でもなく、實に地獄でなければならぬ。子としては養育教育する親の經濟力と充分な能力と、之を爲す努力を望んでゐるのである。子供の世界は自由でなければならぬ。子供の發育は子供の力でなければならぬ。然るに大人の世界から子供を眺めて、常に大人の世界に子供を安住せしめようとし、大人の世界の習慣風俗に違つたことがあれば、直ちに之を束縛し、拘束して、子供の世界を排して大人の世界たらしめようとすることは、子供を毒するものである。いとけない子は只泣いて居る。併しその泣聲をよく分解して見れば『子供の世界は子供の世界にして置いて下さい。子供の世界を親の世界として下さるな』と言つて泣いて居るのであらうと思ふ。多くの人は自己の都合に

依つて子供を束縛し、拘束して、子供の遊戯本能も無視してゐるのは、如何にも慘ましき事實である。現代の親には斯様な無慘に氣がつかない人が澤山ある。そして割合に平然として居る。況んや進んだ教育などについては中々に力が這入らない。生きるると云ふことは、自己の天分の個性を十分に發揮させ、活動させて、社會の活動を分擔することである。個性を十分に發揮させることは即ち教育なのである。エヂュカシオ、エルチーフング、エヂュケーションと云ふ文字は引きだす意味である。育はあちら向く子を肉を以てひきよせる象であるとは漢學者から聞いた所である。人の性は何處迄も有つて生れた天分を伸ばして行かうとするのである。その人の有つて生れた天分は教育を待たずとも、自己の力のみでも必ず伸びて行くべき筈のものではあるが、併し境遇は人を支配する。若し教育を受ける時間と機會とを奪はるれば、其の人は必ずや其の天分を十分に發揮することができない。私達は子供の教育の爲めには積極的には、その人



の體力、精神力に相當した教育を受け、消極的には、教育と身心の發達に障害になるものを排除して行かなければならないと思ふのである。少くとも兒童は從來考へられた所の勞働から遠ざかることが必要である。今日外國では十四歳未満の兒童の工場勞働を禁ずる法制が定められ又は定められんとしてをるが、子供の勞働は(一)身體上の發達並に衛生に危険である(二)職業を得る上に於て却つて障害となる(三)精神上の進歩を妨げ(四)自己發展に就て機會を失ひ(五)將來の社會及び産業上の能力に於て缺陷を生じ(六)却つて犯罪性を帶び道德を破壊するやうな傾向になることは學者の常に力説する處である。幼年者は親の收入の道具となり、早く工場等に働かされることは、教育を受ける機會を失ひ、一生の幸福<sup>フューチャー</sup>と共に胚胎するのである。私達はどうしても成育の幸福を實現しなければならぬ。

## 二 養育保護

### (イ) 乳兒

兒童保護は乳兒の保護から始まる。母親が、學問もあり、養育の經驗もあり、經濟力も十分であれば、その家族で十分に養育の目的を達し得るのであつて、社會的施設を待たないのは勿論である。しかし、一面教育も進歩するが又一面には乳兒の死亡率は中々低下しないのみならず却つて上る傾向がある。内務省衛生局の調査によれば、生産一〇〇〇につき明治四十年は一五一で最近十五年間の最低率であるのに、大正六年には、同じく一七三、大正七年は一八九の高率を示して居る。今大正元年當時の各國乳兒(一歳未満)生産千人に於ける死亡率を見ても、いかに我が國が高率であるかを知ることが出来る。

英

九五

獨

一四七



佛

七八

和

八四  
一八七

伊

一三〇

日

一五四

我が國の母乳哺育は最も廣く行はれ、母親の七割位は母乳を以て養つてゐるものと推定したことがあるが、獨逸などでは反對に母乳を以て養育するもの三割に過ぎない位で、柏林市での調査では二割一を算するに過ぎない状態である。即ち養育上の乳の關係は外國に比して良好なのに拘らず、乳兒の死亡率の多いのは生活状態の不良、榮養の不足、親の無智及び妊娠中の過勞其の他諸種の原因の存することではあるが、根本的には親としての用意を精神的にも、肉體的にも、環境的にも十分に具へて居らぬものが多い爲めと思はれる。

乳兒を保護する施設として外國には種々の工夫はある。母親金庫とか、無料産婆とか、産院とか、巡回監とか、牛乳の供給事業とか、母親相談所とか、兒童健康相談所とか云ふものが各地にある。佛國では乳兒をかへて居る母親の

爲めに、無料で牛乳を與へる市さへある位である。しかし、今、我が國でこれを具體化するにはどうしたならよいかと謂へば、大都會には産院と子供及母親相談所を盛にすること、郡村では乳兒の育て方の講習を盛に興すのは近道であると思はれる。

母親相談所は、生後一年間乳兒を常に醫師の監視もとに置いて、其の健康状態を診察し、母親に養育上の注意を與へる施設である。佛蘭西のエルコット教授が佛國ナンシト市に設けたのが始まりでコンスルタシオン・ド・ヌトリツソン(Consultation de nourrisson)と謂つたが、後巴里に再興して世に廣まつた。一千八百九十八年と云へば已に二十四五年前(一九二二)の事に屬してゐる。その後歐洲はもとより米國にも行はれる様になつた。英國ではインハアアント・コンサルテリシヨン(Infant Consultation)と云つたり、ベヒ・センタトと稱して居る。この施設は非常な勢を以て發達して來た。生江氏の調べによれば、佛蘭西五百



箇所、英國に一千二百有餘（一九一八、公設七百、私設五百）白耳義七百で、米國では紐育市丈けても市立六十箇所私立二十箇所あるとの事である。私の視察した概況を述べれば、母親相談所は醫者を中心にして、看護婦が萬事を世話する。必ず母親の身體を診察し、母乳あるものは母乳を與へさせ、牛乳によるものは其の分量、與へる時間を教へる。そして、養育の原則的心得は印刷して渡す様になつて居る。乳兒の目方は看護婦がはかり、診察は醫師がする。毎週二回づゝ診察があつて、醫者には大學の學生なども加つて見習して居るのも見た。一言にして盡せば、母親學校である。實際教授である。これは必ずしも細民とかに限つた譯でなく、誰れにでも利用せられて然るべきものである。我國の實際に考へても、乳兒の養育について正確に學んで居る婦人は少ない。この施設は多くの經費を要するものでない。小兒科の篤志の醫者と看護婦數名ありさへすれば始められるのである。病氣にならなければ醫者に見せないと云ふ風なことは

子供を保護する所以でない。

郡村には乳兒育て方の講習會を盛にしたい。米國などには小さき母の會と云ふのが一九〇八年以來發達して來て居る。十二歳から十四歳までの小學校の女子に卒業前二三週間に互つて母としての心得を教へるので、今日では小學校に普及して居るとの事である。戦前から、獨逸には母親學校と、育兒講習と云ふのが行はれた。我が國では、赤十字社とか、愛國婦人會とかの催して、郡村に醫者を巡回さして、補習學校や、小學校を借り受けて講習、講話會を催したい。小さい印刷物を作つて行き渡る様にもしたい。やさしい面白ろい施設であるし、又やさしい面白ろい運動である。

米國政府は兒童保護最低標準を示した中には

一、個人的に醫師の注意の下に在らざる乳兒の爲めには幾千かの母親相談所を設け乳兒保育に關して母親に訓誡を與ふべし。



此の訓誡は第一年は少くとも月一回、以後學齡期に達するまで一定の期間を定めて保護を與ふるものとし母親相談所には特に看護婦を置くか又は公認看護婦と連絡を通じ乳兒及び就學以前の兒童を家庭毎に訪問すべし

二、人口約二千名に對し一名の公認看護婦を要すとしてある。其の熱心察すべきである。

獨逸の新憲法は其の第七條に於て、産婦、乳兒に關する保護を以て立法權の範圍に屬するものとして居る。そして其の第百十九條には「婚姻は家族生活及び民族の保持並に増殖の基礎なるを以て憲法の特別の保護を受く……家族の純潔及健康を保持し其の社會的獎勵を爲すことは國及び公共團體の任務とす。多數の兒童を有する家族は相當の扶助を求むる權利を有す。産婦は國、邦の保護及び扶助を求むる權利を有す」る旨を規定して居る。獨逸國は戰敗の後を承け、米國は新興の氣運を以て、彼等の爲す所、獨り社會的であるばかりでなく、眞

に人生に觸れた、味のある行方をして居る。我が國に今も行はれ居る、明治六年三月の太政官布告七九に三子出産の貧困者へ養育料給與する旨の規定があつて、『三子出産の者其家困窮にて養行届兼候向は以來養育料として一時金五圓給與致し候間地方官に於て速に施行致し追て請取方大藏省へ可申出候事』とある。對照して、感慨の深さを覺える。

(口) 棄兒と幼弱兒

親の子は、親の子に違ひないが、親の所有物ではない。物の所有とは違ふ。如何に不必要だと感ずる鬼の様な親があつても之を棄てる譯に行かない。従つて、無聲の聲、無權の權の持主である子供には、微弱ながら少しの保護を加へて居る。昔から墮胎は重く罰せられた。今でもさうである。嬰兒殺しは勿論刑法罰である。又棄兒についても消極的法制はある。刑法第二百十八條に、老幼者、不具者又は病者を遺棄したる者三月以上五年以下の懲役に處する旨の規



定がある。又刑法には其の第二百四條、第二百九條及び第二百二十條に故意又は過失に依つて人の身體を傷害し、又は過失に因つて死に致し不法に人を逮捕、監禁することを罰して居る。その他警察犯處罰令には、乞丐を爲さしめたる者、使用者が勞役者に對して故なく其の自由を妨げ又は苛酷の取扱をなしたるを罰する旨の規定をし、又消極的ではあるが、親に對しても制限規定がある、學齡兒童の就學義務の規定が、小學校令にある。親は親として、子を我が私有物と考へ得ないことはこの法制丈けても明瞭である。又感化法第五條には不良行爲を爲し、又は不良行爲を爲すの虞ある少年に對しては、親があつても、適當に親權を行ふものでなければ、地方長官は、この親の手から子を感化院に移し入院を命ずることを得る旨を規定して居る。今回公布になつた少年法第四條には、親があつても、刑罰法令に觸るゝ行爲を爲し、又は刑罰法令に觸るゝ行爲を爲す虞ある少年に對しては、少年審判所は、諸種の制限を加へる。従つて、そ

れ丈け親の行爲が制限せられる譯である

親の子も、親として自由にされ得べきものではないが、之と同時に子の方から考へたときには、子は子とし、兒童として、親が、親がなくなれば社會が、親があつても親らしい養育をしないならば、國家社會が之に代つて相當の保護をしなければならぬ。次に述ぶる所は現在の法制と施設の概要である。

不注意ながらも育てられる子はまだ幸福であるが、棄てられる子は最も不幸である。それでも、不義の子とか又は貧故に泣きつゝも壓殺される子よりどんなに幸福か知れない。嬰兒壓殺と云ふことはよく行はれて、土佐とか、大分とかでは、大に之を戒め、地獄に行つては一番の難儀に遭ふと教へた。松平樂翁侯などいろ／＼之を戒められた。世には、生活に窮し、又は色々なことから、愛の我が子を棄てなければならぬ母親がある。流石にこれは哀れとも、不憐とも考へられ、我が明治社會事業史には最も早くこの棄兒の保護に着目して、明



治四年六月二十日、太政官達を以て公布した。棄兒養育米給與方これである。『即ち從來棄兒教育の儀、所預りの分は養育米被下、貰受人有之分は、不被下候處、自今預り貰受に不拘、棄兒當歳より十五歳迄、年々米七斗づゝ被下候間實意養育可致事』とある。舊藩時代には武家の屋敷前にある捨子は其の屋敷で養育した例もあるが。即ちその事を謂つたものである。明治九年九月に開拓使管内窮民賑恤規則を出されて居るが、其の第四條に『孤兒は富豪或は乳母ある家に養育致させ、十三年限り一日米二合づゝ給與の事、但他人の養子に相成候ても養家貧困にして養育行届かざる者は本條の通り給與すべし、函館育兒會社に於て引受の分は此限にあらず』とあるが、この函館育兒會社の引受けは、院的保護であり、富豪等に養育致させるのは今日の家庭委託制(Placing-out System)とても謂ふべきものであらう。そして「實意に養育致すべき事」はいかにも、情が籠つて面白い。今日の法文では、道德的規定とか、訓令的規定は之を置

かないが、この頃の法の方が餘程社會にふれて居る。そして棄兒の養育年齢は改正された。明治六年四月二十五日太政官布告一三八を以て、十三歳を限りとするに至つた。その後又戸籍法には「棄兒を發見したる者又は棄兒發見の申告を受けたる警察官二十四時間内其の旨を市町村長に申出づることを要す」る旨を規定して居る。従つて、市町村長は、右の棄兒養育米の規則によつて保護を求めることが出来るのである。流石に、我が國は、子を愛する國として棄兒の數は多くはない。しかし、いつも同様の數は、國費、地方費及び私費で養育されて居る。即ち千三四百人乃至千八百人位を現存する。そして養育を受ける棄兒丈けても、年々多きは六百人、少きも二百五六十人の棄兒は發見される。大正二年には六百人以上、大正三年には五百六十人もあつた位である。

迷兒、遺兒について明治三十三年三月内務省令が出て居る。迷兒、遺兒についての後見人についてある。迷兒と云ふのが如何なるものか、容易にわからな



い。明治二十二年二月二十一日内務省訓令があつて、『迷兒は棄兒に準じて取扱ひ家元發見し若し其費用辨償の資力なきときは養育費より支辨すべし』とした。迷兒、遺兒については、別に規定がないが、東京市養育院に於て、便宜上棄兒、遺兒の區別を『棄兒とは路傍又は其他の場所に棄てあり、生後二年未滿にして自ら歩行し得ざるもの。迷兒とは年齢約二年以上にして路傍に彷徨し扶養義務者を發見し得ざるもの、但し三ヶ月以上親元不明又は引取人なき迷兒は區役所の命名入籍に依り棄兒に編入せらるるものとし、又『遺兒とは扶養義務者の逃亡、犯罪による拘禁、精神病又は其他の病症により入院若くは死亡等の爲め取り遺されたるもの』としてある。しかし迷兒と棄兒とは區別し得るが、棄兒、遺兒を區別し得ない。養育の法制から謂へば何れも棄兒でなければならぬ。此等の兒童の養育は、所預りに於ても容易なものでない。従つて、明治十四年八月以降は棄兒養育米の外、地方税規則に規定する教育費より支辨し得ることゝ

なつて居る。

今日、育兒院とか、孤兒院とか稱せられるものには、此等親の知れない子も多く收容されて居る。棄子は嬰兒壓殺よりも、親はまだこの世に望みをかけて居る丈け情合が、うつつて居る。世を絶對に見離したのでなく、斯く子を棄てれば必ず誰か救ふて呉れると空頼みに頼んで居るのである。子を棄てる親は邪見とばかりは謂へない。我が子に弄ばす玩具や、たべ物などを山と積んで棄て、行くのさへある。この親の愛情に代つて之を育て、行かなければならぬ。

佛蘭西は棄兒の多い國として有名のものであつた。十九世紀の初めに「廻轉函」と稱するのがあつて、子を棄てる人を世に知られぬ様にする爲め多くの函を街頭に置いたが、棄兒數一ヶ年十四萬人にも上つたとの事である。伊、埃等にも用ゐられたが、棄兒の死亡率多く、廻轉函は殺人器なりと呼ばしめた。我が國では、棄兒の數外國に比して多くないのは、親の愛の深い爲めもあるが、ど



うしても愛兒を棄てるものゝ心は可哀さうである。よく保護したい。

右の棄兒養育制の外に、明治七年十二月太政官達一六二恤救規則の中に十三年以下の者の給與を規定し居る。前のは、棄てられた子であるが、この恤救規則によるものはその以外のものである。即ち『極貧且つ獨身にて十三年以下の者には一ヶ年米七斗の積を以て給與すべし』との趣旨を規定した。なほ、假令獨身でなくとも、他の家族七十年以上、十五年以下であり、其の身窮迫の者は本人に準じ給與すべしとの趣旨の規定をも置いて居る。普通に之を幼弱兒と稱して居る。今棄兒中國費地方費で養育されて居る者と、この幼弱兒として救助されて居る者の状況を掲げる。

明治四十二年	棄兒		幼弱兒	
	年末現在	養育費	年末現在	救助費
	一、七三六 <sup>人</sup>	五三、四四六 <sup>圓</sup>	三五九 <sup>人</sup>	四、三八〇 <sup>圓</sup>

大正元年	一、五八七	三三、三七一	二九〇	三、一〇七
大正五年	一、七三三	六六、八三六	一、二五二	三二、四七四
大正八年	一、三九二	八四、六八三	一、五六五	九一、八六九

註 幼兒救助費中明治四十二年、大正元年には地方費の支出なかつた。

この趨勢を一瞥して、幼弱者の保護が、國費のみによつた時代には、極めて不徹底のものであつたかは之を窺ふことが出来る。又大正八年の養育費一年一人當六十九圓弱、救助費一年一人當五十九圓弱をなして居るに過ぎない。前者は月額五圓七十錢餘、後者は四圓九十錢餘に相當して居る。

更に、所謂育兒院として院的保護を加へて居るものゝ状況を調べて見たい。子は親に返し、家庭に返し、家族委託制度は最も適切な施設であるとされて居るが、容易に之を實現することは出来ない。その院的保護も、世の志士、仁人の篤志によつて居るものは多い。内務省社會局調社會事業要覽には左の如く報告



して居る。即ち大正八年末現在育兒院二百二十二についての調べてある。

	男	女	計
孤 兒	一、〇〇九	六三〇	一、六三九
貧 兒	一、一三〇	一、〇二二	二、一四二
棄 兒	六五二	四六三	一、一一五
遺兒(迷兒)	二七二	一六一	四三三
其 他	二三七	二九四	五三一
計	三、三〇〇	二、五六〇	五、八六〇

この外里預千十一、徒弟其の他千四百六十三人合計二千四百七十四を示して居るが、それこれ合すれば八千三百餘人の多數を示して居る。その經費六十三萬五千餘、之に従ふ職員八百八人である。而して、今日の現況では、東京市養育院が市立である丈で、他は私立て何れも、之が維持難に陥つて居る事はいか

にも残念なことであつて、國家は之に對する根本策を立てなければならぬ。

私達は孤兒院の子供と云ふ風をいたく嫌ふ。不自然は自然を生まない。しかし、倫敦郊外にあるバナードホーム(孤兒院)を訪ね、公立の貧兒學校などを視て、院的養育と雖ども必ずしも、人を害さない。要はいかに人類は自然の親となり得べきかと云ふ修養の力だと感じた事がある。我が國にも幾多院的保護として成功して居るものもある。多難な事業であるが薄命の子の爲めに盡さなければならぬ。

(ハ) 養 兒

養兒と云ふのは里子、貰子を總稱する言葉である。貧に迫つて、子を棄て、誰れにでも育て、貰ひたいと望むのはまだ、人間らしい。貧や、利慾の爲めに我が愛子を賣る様な態度に出るものと、他人の子を預つて之を榮養不良に陥れて殺したり、之を育て、醜業や、むごたらしい職につかしめることはいかに



も忍びない。

世の中には貧に迫るとか、利慾とかで、女の子などを藝妓屋とか待合とかに呉れ、其の代りに不當の報酬を受けるものがあるし、藝妓屋などでは、他日藝妓として収入を得る爲めに之を育てるものもある。又一面には不義の子とか、世間に知らしたくない子とかを貰ひ受け、その報酬として金銭を受け、やがて、その子を榮養不良に陥れ、夭折させて自分はその報酬を利しやうとするものもある。此等はどうしても嚴重に取締をしなければならぬが、府縣令で僅かに其の一端を取締つてゐるに過ぎない。大正八年三月末東京府を除くに全國の報酬を受授して居る里子貫子の數を調べたものを見るに實に一萬九千七百七十人（十六歳未満）ある。もとより此等の兒童は盡く不幸に陥るものとは限らないが、不幸な地位に陥らなければならぬものも尠くはない。東京府の調べはとどかぬのでよくわからないが、東京には殊に多數あると思はれる。今養育者の職業別調べをか

とける。

養育者職業別	里子		貫子		計
	數	費	數	費	
公務員	三八五	四〇八	七九三		
農	四、六四八	二、七九五	七、四四三		
物品販賣	八八〇	九八〇	一、八六〇		
職工勞働者	二、一二七	二、一〇三	四、二三〇		
藝妓屋	二七七	九三七	一、二一四		
貸席	七〇	一八六	二五六		
遊藝寮	三〇	一〇九	一三九		
料理店	一六七	五七四	七四一		
旅館	六一	一六六	二二七		
飲食店	一八六	三三四	五二〇		
遊技場	六	九	一五		
遊覽所	六	二	八		
其他	一、〇三六	一、二八八	二、三二四		



計

九、八七九

九、八九一

一九、七七〇

一〇二

右の内、里子を男女別にすれば男子四千七百七十一人女子五千百〇八人である。今、公、私生に別けて見れば左の通りである。

男	公生兒	三、九四九	私生兒	八二二	計	四、七七一
女	公生兒	四、〇四四	私生兒	一、〇六四	計	五、一〇八
計		七、九九三		一、八八六		九、八七九

女子の里子が男子の里子数よりも多いことは注目すべきことである。次に貫子について見るのに、男子三千九百二十七人、女子五千九百六十四人を示し、女子の數男子に約二千人も超過して居ることは最も注意しなければならぬ。公、私生別は左の通りである。

男	公生兒	二、六三八	私生兒	一、二八九	計	三、九二七
---	-----	-------	-----	-------	---	-------

女 三、九六一  
計 六、五九九

二、〇〇三  
三、二九二

五、九六四  
九、八九一

而して、里子の養育者の受ける報酬は多きは六百圓、五百四十圓なるもあり、甚だしきは養育者より親の方に與へる報酬中には、七百七十圓、三百圓、二百圓と云ふのがある。貫子の養育者の受ける報酬には五百圓、三百三十圓、養育者より與へる報酬は五百五十圓、三百圓と云ふが如き高額なるものがある。此等の錯綜せる報酬の伴ふ所以は、單純に、我が家を繼がしむべき子を養ふものではなく、眞に乳母を求めざるものではないものも存在することは事實である。この悲惨事は養兒保護法制定を迫つて居るものである。

佛蘭西國では一八七四年十二月二十三日乳兒保護法を制定し相當の養育料を受け一名の乳兒、一名又は數名の幼兒を乳養、養育若くは保育する者、乳兒收容紹介所及幼兒の養育又は保育を紹介する周旋業者は官の監督を受くべきもの



として居る。相當の養育料を支拂ひ乳兒を他人に預かる者は乳兒の生地（生地）の市町村長等に届出づる義務を負はしめて居る。英國では之を兒童法の中に規定し、丁抹、瑞典、瑞西等相當の取締規定を設け之を放任する國なく、戦前の獨逸國內の王國では詳細の規定をして居る國が多い。

我が國現在では法律なく、警察官廳の取締に屬して居るが、方面委員、兒童保護委員、其の他の社會委員に於て、警察と協力して保護の實を擧ぐべきである。

(二) 勞働兒(保育所)

若し子供の願ひが達すれば、空氣よき、光線の鮮かな、そして慈愛のみちた母の膝の下に一日嬉々として過したいであらう。若し、母親の望みが通れば、しみじみと我が子を愛し、はぐくみ、そして専心に家事に盡したいであらう。人生は複雑である。多難である。この子の願ひも、この母の望みも實現されない。

母は子を飢えさせない爲めに、又自らも死なない爲めに、他に、家をそとにして働かなければならない。しみじみと子を愛する暇もなく、勞働に、勤務に従はなければならぬ。子は果して、安じて家に在るであらうか。母は果して安心して働けるであらうか。

母には安心して働かせ、子には家庭同様、否な家庭以上によりよく、子を教育的に、衛生的に、道德的に、子供らしく愛護して行く機關は保育所である。即ち、**一面生活保障機關であり、兒童保護機關である。**我が國に明治三十三年に起つた二葉保育園は名高いものであるが、外國では一千八百四十四年、即ち幼稚園の命名せられてから四年後、幼稚園の事實上生れてから九年後に、佛蘭西の巴里に於て、クリスチー・フルマン・マルポーに依つて始められたのが最初のものである。其の最初の試みは、教育を主に考へたものではない、勞働する女子の、工場に於て勞働に従事してをる間、その子を安全に衛生的に道德的に育て上げ



る事を希望して起つたものである。保育所と雖も遊戯を始め道德的身體的動作を爲すことは勿論であるけれども、その起原は寧ろ労働者の便宜の爲めに行はれたものである。その後各國に行はれて、米國には約五百ヶ所、内紐育には百三ヶ所、佛蘭西には約三百ヶ所、内巴里には百ヶ所の數を示すやうに漸次發達し來つた。

保育所(Day Nursery; Crèche; Krippe; Säulingskrippe)は、生後三四週間より二三歳までの嬰兒を收容するを通例とした。そして、夫婦共に戸外に出で、労働又は勤務に従ふ必要ある貧民の爲め、彼等の仕事に行くとき之を託し、一日の仕事を終へ、夕方に歸るときに保育所に立ちよつて伴ひ歸るのである。これ等の施設は私人經營のものもあるし、又工場内に工場主に於て設けたものもある。授乳室を附設して其の目的を十分に達せしめる。外に戸外保育所と云ふものもある。

我國の保育所は乳兒保育所でなく、寧ろ幼兒預所である。託兒所と謂つてよい。嬰兒の保育所には、先づ醫師を必要とする。若し、已に述べた母親相談所養あれば、その方の醫師によつて診察されてもよい。初めて託せられる時は勿論、常によく注意して、傳染性疾患に罹つて居つて、他に傳染せぬ様注意を必要とする。保母には若い人を必要とするが、乳兒については特に看護、育兒の修がある人を要する。

保育所に託せられて居る子と、他の細民の子と、一般の人の子の體格は時々比較して参考に供したい。殊に、現在のものゝ衛生設備は不完全のものが多し。十分に改良しなければならぬ。

料金は無論徴收しなければならぬ。無料にして母親の自營心を害してはならぬ。

保育所を以て三四歳未滿の子を預る所とせば、その以上、小學校に通ふ學齡



までの子の爲めには託兒所又は幼兒預所と云ふ様なものは必要である。我が國にはこの様なものゝ發達は著しい。目的は前に述べた保育所と同じである。或は保育所の一種とも考へたが、ナースと云ふ意味では當らないから強いて分けて見たが、若し斯く解して行けば、幼稚園との區別がなくなる。しかし實際上教育して行く上に於ては區別がありよう筈がないからである。只實際上の施設に就て見れば、託兒所は、或は教育的價値に於て幼稚園に劣つてをる場合もあらう。けれどもそれは施設上然りといふだけで、兩者は左様に區別があるべきものといふことはできない。只だこゝに認めなければならぬ兩者の區別はその出發點である。幼稚園に於ては小學校に入學する前に、或る施設に於て之を訓練することが、教育上價値を有するものであるとすると反して、職工、労働者等の子供が、母の手を離れて、不潔な、不衛生的な家庭に、適當な保護を受けずに等閑視せられてゐることは、如何にも悲惨であることから、託兒所が

設立せられたのとは、その設立の動機に於て異つてをるといふだけに過ぎない。即ち一方は教育的であり、他方は救濟的であると謂へる。又我國の現在に於ては、幼稚園は一定の職員を置いて管理をするが、託兒所は必ずしも資格を有してをる職員を要しない。又一方は少からず料金を拂ふのに、一方は少き料金を支拂ふといふやうな區別はあるが、之れは兩者を區別する重大な條件とは考へ得られない。要するに何れも一定年齢以下の幼兒の教育又は保護を目的としてをる施設であることは争ひのない處である。

子供を不衛生な、放任的な状態に置くことは、非常な危険である。單に道德的に危険なばかりでなしに、身體的にも非常な危険を帯びてをることは、何人も認むる處である。此の弊を除くことは、託兒所なり、幼稚園なりの大いに考慮すべき點であると思ふ。殊に現在の産業及び社會の實際に於ては、婦人の工場労働は却々有力な勢を以て進んでをるし、又將來も繼續して進むであらうと



思へる。斯かる問題の存在し、親たる婦人の労働に従事し、家庭に止まり得ない場合には必要のものである。加之農村に於ても農繁の時期に於ては、田圃の間に子供を放任して置くよりも、適当な施設があるならば、必ずや此等の子供の保護に貢献し得る。富裕な家庭、親の保護を受けることのできる子供を強ひて幼稚園に送ることよりも、寧ろ労働に従事する婦人がその子を保育所に送ることが急務である。此の點に於て幼稚園は貴族から平民に移り、富裕階級から不足階級に移り、閑散階級から多忙階級に移るべきものと思ふし、又保育所は漸次其の設備を整へて、教育的に道徳的になつていくことが必要であらうと思ふ。而して料金の如きも、市町村費を以て支辨して行くとして、多忙階級不足階級の爲に施設せらるゝやうにありたいと思ふ。斯くすることに依つて、獨り兒童が保護せらるばかりでなく、労働問題の一部分が解決せられると思ふ。都市に於ては、俸給生活者、職工、労働者、行商等の爲めに、又農村では農繁

期には農家の爲めに之を開設したいものである。

更に附言して置きたい事は、巡回託兒所、移動託兒所と云ふ様なものを實行したならば、極めて結構であらうと思ふ。近時婦人の智識慾は向上して、講話、講演、講習等に出席するものが多くなり、又色々な集會も屢々行はれる様になつたが、留守中の子供の世話をして呉れる人がない爲めに、此等有益な會合に出席し得ないで遺憾を感じて居る婦人が少くない。此等の人々の爲に臨時に會場の一部に託兒所が開かれる様になり、會合の終了まで、その會に集まる婦人の子を世話し得るなれば、どんなにか婦人の爲めに幸福であらうか。世の實務家の參考に供するのである。

(ホ) 被虐待兒

外國を旅行し、兒童虐待防止協會の盛な働きをして居るのを見て、如何に彼の國の親に残忍な行爲をなすものゝ多いに気がつく。紐育市の同協會の如き



は一八七四年の創立なすうであるが、その他の國々にもよく發達して居る。英國には兒童虐待防止に關する法律さへある。

十四歳未満と云ふが如き幼弱な時代は、其の精神も純白で如何なる感化でも受け入れる時代である。又肉體的にも、悪影響を受け易い時代である。この時代こそ、眞に教育的に取扱はれなければならぬ。我が國の親は、子を愛すること、他國の親にまさり、我が子を虐待するものなきは勿論、他人の子でも之を愛護しつゝあるものと、一應は考へざるを得ないのである。しかし、經濟生活の變化は人の心をも荒々しくして來て居る。新聞賣子、玉乘娘、越後獅子、輕業、乞食の類は果して居らぬであらうか。温かき親の慈愛に浴することも叶はずに、他人に使用せられて居るものがないであらうか。動物虐待防止會を必要とする國であるが、子供虐待防止の事業は必要でないであらうか。内務省が大正八年三月末現在を以て調査したもの、中に、十四歳未満で、僕婢となつて居るもの一

萬七千餘人、街上商業をなすもの千六百十三人、官公署の使用人三千六百六十七人、戶外勞働者一萬九千八百八十人、藝妓千四百一人、舞妓二千百〇一人、酌婦七百人で、その他を合せ、勞働に従事するもの實に二十二萬餘人に達して居る。その内、男子は九萬八千二百十八人、女子は十二萬一千九百九十四人と云ふ驚くべき數である。十四歳未満の子女で、二十二萬以上と云ふ多數の者が自家以外で働いて居ることが、なぜに傷ましい事でないであらうか。果して、我が國には兒童虐待防止事業の必要はないであらうか。まさしく、我が國民は、如何にも悲惨な事を平然として取扱つて居るのではあるまいか。寧ろ、これを普通事として、子を使用し子を收入の道具と考へて居るのではあるまいか。單に肉體的に殺すことばかりを悲惨事と謂へない。人生々活の基礎たる幼年時代をかくも哀はれに過ごすことは、或は不良少年、或は薄弱兒となる原因なのである。聊か煩に亘るが、十四歳未満の勞働兒童の哀れな數を掲げる。



社會事業

一二四

職業別	十四歳未満(十歳未満を含む)		内十歳未満の者	
	男	女	男	女
職業見習	二〇、一三九	四、〇三一	二四、一七〇	一、二七三
商業	一八、〇三七	三四、九二〇	五二、九五七	一、〇一八
職工	一三、九八八	二、五八五	一六、五七三	七四六
徒弟	七、六八七	九、三八一	一七、〇六八	三五四
僕婢	一、二四七	三六六	一、六一三	一二七
街上商業(行商を含む)	二、七八四	八八三	三、六六七	八七
官公署使用人(給仕、小使等を含む)	六、七七七	四、二一一	一〇、九八八	六八五
戶外労働者(土方、人足、車夫等)	一、四〇一	一四〇	一四〇	五三
藝妓	一、四〇一	一四〇	一四〇	五三
舞妓	二、一〇一	二、一〇一	二、一〇一	一四五
酌婦	七〇〇	七〇〇	七〇〇	二
遊藝家	一六四	四一三	五七七	一九
子守奉公	九、六三二	四五、一九六	五四、八二八	一、二四四
其他	一七、七五九	一五、八〇六	三三、五六五	三、二七六
計	九八、三八一	二二、九九四	一二、二二二	八、八二九

なほ、右には十歳以上十二歳の者九萬餘、十二歳以上十四歳未満の者四萬一千七百人ある。商業見習は前者五千餘人、後者一萬六千餘人ある。如何に子供達は苦しめられて居るかを察するに餘りある。この數字を觀ても、女子の多いことは、色々の原因あるとしても、哀れな女の未來を思はしめる。生活の爲めに賣られ行くのではあるまいかと思はれるのである。二十二萬の多數の中には私生子一萬六千餘人あることは殊に注目しなければならぬ。

生きることの悩みは、子を商品視させる悲みを免れない。これには親の愛の缺乏、貧困、子供達の荒んだ心、産業上、社會上子供の労働を要求することも原因するが、社會の之に對して冷淡なことなども大きな原因となつて居る。學者實際家は兒童を労働せしめることは、労働としても、産業問題としても、決して利益の多いものでなく、社會上、道德上、衛生上甚だ弊害の多いことを説いて居る。殊に不良少年となるものについては、大きな影響がある、米國政府の



調査表中に労働男子二千四百十六人中配達、新聞賣子、靴磨き、給仕、行商、電信使、娯樂所のもの四割八分六厘を占め、我が武蔵野學院の入院當時の状況報告によれば、保護者の家庭にあつたもの百人中四十四人、浮浪中のもの二十四人、奉公先を逃走中のもの十三人、奉公中のもの九人と云ふが如き状態である。この點は聊か細かな點に言ひ及んだがどうしても、子供の愛護をなす法律と協會とを起さなければならぬ。

第一回國際労働總會は『工業に傭使し得る幼少者の最低年齢に關する條約案』を議定した。原則として十四歳未満の者の傭使を禁じ(第二條)我が日本に限つて、十二歳以上の幼少者にして尋常小學校の教科を修了したる者は之が傭使し得る除外例を認め(同第五條)『十二歳未満の幼少者を輕易なる業務に傭使し得ることを認むる日本現行法の規定は之を廢止すべきものとす』なる規定を設けた。(同第五條第二項)又兒童の夜業についても條約案を議決し、十八歳未満の

者は原則として夜間(午後十時より午前五時)之を使用し得ざる旨の規定を設け(同條約第二條)我が日本については千九百二十五年七月一日(大正十四年七月一日)に至るまでは十五歳未満の少年に限り之を適用し、其の以後は十六歳未満に限り之を適用する旨(同第五條)を規定して居る。我が現行工場法では、十二歳未満の者の傭使を禁ずる丈けて、而も輕易な事業には官督官廳の許可を受ければ使用年齢を十歳まで下すことが出来るのである。(工場法第二條)夜間就業禁止年齢は十五歳未満としてある。夜間の時間は十時より四時として居る。(同法第四條)我が國の社會制度として、子をもつ親を保護せず、子を保護して居らない以上、又止むを得ないのである。世多く工場法の不徹底を責めるが、かくならなければならぬ様に、積極的に兒童保護法等によつて子供の教育、生活を保障して居らない、不完備の結果でなくて何であらう。社會一般は自覺しなければ容易に社會の進歩を見得ないのである。







が出来ない場合に於ては、國家は須らく之に代つて兒童の就學をなさしめなければならぬ筈である。外國には萬代貧乏といふものがある。祖先代々貧乏を以て業として、貧乏以外の職業はない。祖先より子孫未來永劫に互つて貧乏を相續して行くのである。マイナスを相續して行く人である。吾々は英國あたりの萬代貧乏の實際を見たり、又著書等で窺つたりして、如何にも悲慘な、如何にも不條理な事と考へてをるものであるが、我國にもこの萬代貧乏を作るやうな事實が勅令の表面ばかりでなく、事實の上に存在して居る事は忍び難い事である。

私は最も重大な責任者としては、國家並に地方團體が義務としてこれ等貧困者の子供を就學せしむべきものであると考へる。將來必ず法律として實施せられるが、實際問題として少くとも學用品の給與貸與、被服の給與並に晝食を給與する事が必要である。今日各地の狀況を聞くに、私設團體又は市町村に於てこ

れを經營してをるものは數多くあるやうであるが、更にこれを擴張して徹底的に獎勵する事が必要である。

之に反對する者は、貧窮者を救済すれば依頼心を生じ、獨立自營の精神を失はしめるといふことをいふ者もあらうが、さり乍ら子供は獨立自營の途のない人である。尠くとも今日小學校の就學年齢、即ち十四歳未満の子供に於ては、これ等の人に勞働を強制し、その勞働の利益を以て學に就かしめるといふやうな事を、強ゆるのは、決してその兒童の幸福を保全する所以ではない。中には天性身體の強健な頭腦の明確な勞して愈々意氣の盛になる子供もない事はないが、此等は稀であつて、一般的にこれを觀察するならば、決して無理な勞働迄も強ひて學に就かしめるといふ事は、その子供の幸福を思ふ所以ではないのである。尤も、その子に勞働せしめなければ、親の生活も困難である場合に、親に親の生活費を與へれば、子供は學校に通ふ事ができても、親の獨立心、自營



心を失ふであらうといふやうに考へられる場合もある。併し親の自立自營の精神を害するか害しないかといふ事は、詰り親に對する保護の程度如何といふ問題であつて、それが合理に行はれれば、決して子供の獨立自營の精神迄も害するといふ譯はない。

米國に盛に行はれて居る母子扶助法 (mother's pension) が、必ずしも學童保護にのみ限つたものではないが、参考とするに足るものがある。我國に單行法とせば、就學保護法とか、就學獎勵法と云ふ趣旨のものを制定する必要がある。

(□) 不良兒 (感化法、少年法、矯正院法)

普通教育社會化の第二は不良少年の教育でなければならぬ。不良少年問題は畢竟普通教育の無力を意味して居るものである。現在の普通教育は學ぶに資力あり、學を受ける能力ある者のみを就學せしめて居る。不良兒童とか、浮浪兒童とか謂はれて居る様なものは之を放任した姿である。兒童の墮落する理由

は、或は素質によるものもあり、環境のみによるものあり、又素質環境兩方によるものもある。(グレール氏調環境と素質とによるもの四二%素質のみによるもの二二%環境にのみよるもの九%其他主として素質により又は主として環境によるもの) 固より教育の不完全にのみ、その責を歸するものではないが、教育がその效を奏する領分決して狭いものではない。我が國には立派に感化法は實施されて居る。私は感化法の過去と、將來のことを述べて見たい。

感化法の始めて我が國に行はれたのは明治三十三年である。法條十五ヶ條で、法としては整つたものであつたが、同法中に感化法施行の期日は、府縣會の決を経て地方長官の具申により内務大臣之を定める趣旨の規定あつた爲め、法が中々各府縣に施行されなかつた。同法は明治四十一年改正を見たが、それまでに舊法によつて設立せられた感化院は、僅かに神奈川、秋田、埼玉の三縣に過ぎなかつた。尤もそれ以前に、留岡幸助氏經營の家庭學校は明治三十二年十一月



には已に開校になつて居た。感化法施行の明治三十三年より明治四十一年までの八年間に僅かに三縣丈けに開設されたと云ふことは、いかにこの問題が輕視されたかを窺ふに足る譯である。明治四十一年は監獄制度に大改正あり、從來地方費支辨の監獄費は國庫支辨となつた。こゝに於て不良少年を感化することによつて犯罪者を減少して一面監獄費を減じ、一面には地方費に幾分の餘裕を生じた場合を利用して感化教育を興さうとする感と二つあつたと推測される即ち目的主義者も理想主義者も色々の考で改正が行はれたものであらう。この改正法では、感化院の設立は知事限りて、別に府縣會の議決を必要としなくなつた。そして、大正八年末までには、府縣立二九、市立一、私立二四合計五十四外に國立のもの一と云ふ發達を見た。しかしながら、之が現在員數を見れば同年末二千百二十八人内在院の者千五百六十九人に過ぎない狀況で、其の收容人員の少ないのを驚くのである。收容を必要とする兒童ない爲め收容せないものなれば

勿論憂ふるに足らないが、大正八年三月末調による東京府を除いた、各府縣に於ける二十歳未満の犯罪、墮落、放棄兒童とも稱すべきもの約一萬六千七百餘人である。東京市内丈けても二千人以上收容を必要とする者のあることを聞いて居る。大正八年末東京市附近の感化院に在院するもの二百四十七名の數字を見るとき、如何にこの問題は閑却されて居るかを悲しまなければならぬ。

感化院に入院せしむべき兒童については、少年法の制定に伴つて少しの變化がある。明治四十一年以來の現行法第五條では左の三通りの入院者があつた。

- 一、滿八歳以上十八歳未満(第四十五議會には十四歳未満と改正した)の者にして不良行爲をなし又は不良行爲を爲すの虞あり且つ適當に親權を行ふもなく地方長官に於て入院の必要ありと認めたる者
- 二、十八歳未満にして親權者又は後見人より入院を出願し地方長官に於て其の必要を認めたる者



三、裁判所の許可を経て懲戒場に入るべき者

即ち第一の場合は地方長官の處分命令により入院し、第二の場合には保護者の出願を許可し、第三の場合には民法第八百八十二條により懲戒場に入るべき者が、懲戒場の施設ない爲め、假に感化院に入れると云ふのであつた。然るに第四十五議會で少年法案が協賛を與へられたに就いて、同法第一條には十八歳未満の不良少年は全部少年法之を支配し、第四條第一項及第一項第七號で感化院に送致する處分も出来ることになつた。尤も同法第二十八條に於て「十四歳に満たざる者は地方長官より送致を受けた場合でなければ、少年審判所では之を審判しない」(同法第二十八條第二項)ことになつて居るが、十四歳以上十八歳未満の不良少年を感化院に入院せしめる場合には右に掲げた感化法第五條第一號でも、その手段をとれるし、少年法第四條にもその道があつて、殊に國家の法制上統一を缺くから、十四歳未満の不良少年は地方長官の處分、十四歳以上の者は

少年審判所の審判に附することになるのである。従つて感化法第五條第一號により知事の入院命令をなし得る不良少年の年齢「十八歳未満」を「十四歳未満」と改めたのである。少年法が實施せられれば、感化院に入院する者は右の三通の場合の外に少年審判所から送致せられて收容せられるものと四通りになるのである。少年審判所の保護處分の行はれない區域では改正せられざるもとの感化法即ち明治四十一年以來その儘の感化法が行はれて、十四歳以上のものでも知事の處分権内にあことは勿論である。

保護處分については我が國では他國と系統を異にした進み方をなして來た。即ち普通の裁判所の處分によらずに、知事の行政處分主義を創設して來たが、權利觀念のみ強く、教育の實體を重く見ない人は違法である、權利侵害であるとしてやかましかつたものであるが、外國の少年裁判所を視察しても、我國の裁判官と云ふ觀念をもたないが、我が國では裁判所とか裁判官とかは一種の臭



味をもつて嫌やがられて來て居るから、之を民衆化するには少年審判所を以て兒童鑑別所、保護所の如きものにし、審判官には判事、心理學者、教育家、社會事業家を以てする趣旨で本法が制定された。又是非斯くありたいし、少年審判所も學校式にしたいものである。少年審判所の發達した米國でも、ニアデアシー州では司法系統から全然分離した事は進歩と謂はねばならない。少年審判所が出來ても、十四歳未滿の子供は知事の意見によらなければ、之が審判に附せられない。不良少年を感化院に入院を命ずる機關は知事がよいか、少年審判所がよいかはしばらく別問題として、どうしても佩劍の警察官や、私服でも、萬一少年を犯罪人視する警察官であつたならば、行政處分であるからといつて安心されない。米國等に發達して居る兒童保護協會等の兒童保護上の修養ある委員その人の協力によらなければならぬ。これ等の委員は感化院と連絡をとり、感化院にも保護委員を置き脈絡相通じて保護の實を挙げなければならぬ。どう

しても、兒童保護委員の普及發達を望まなければならぬ。少年法による保護司は最も重大な役目である。獨逸は戰後新に憲法を制定し其の第七條に國家の立法事項として其の七號に『産婦、乳兒、幼年及少年の保護』を挙げ、之に基いて兒童保護法を制定せんとし、其の理由書中に『兒童福祉増進の方面に於ける弊害の根源は實體的の法規に存せずして、其の組織を缺けること、統一的機關を缺ける點に存す。……兒童福祉の増進に對し機關の必要なるは一般に認められ……多くの都市には已に戰前に兒童保護官の設置を爲し……一九一一年一月十八日普國の文部大臣は其の訓令に於て各縣知事に對し其の管内の兒童保護に對し適當の機關の組織の必要なることを推奨せり』と謂つて居るが、我が國ではこの兒童保護の職員は容易に世に了解せられない。私は市町村に兒童保護委員を置いて之を活動さしたいと思ふ。

教化機關は感化院と矯正院とある。感化院は其の目的とする所、普通教育に



外ならない。感化法の施行規則には『在院者には獨立自營に必要な教育を施し實業を練習せしめ女子に在ては家事裁縫等を修習せしむべし』とあるが、矯正院も、これと目的を同じくして同法第九條に『在院者には其の性格を矯正する爲嚴格なる紀律の下に教養を施し其の生活に必要な實業を練習せしむ』とあると同一である。感化、矯正と生活に必要な實業を練習せしめることは、教育的價值としては、心身を刺戟するの效果、勤勞を獎勵すること、農業、工業等によつて、人生に對する趣味を了解せしめ得るのである。我が國の感化院は英の認可實業學校認可感化院と似て居るが矯正院はいかなる式にて行はれるか、今後十分の研究を要する。要するに感化院も矯正も漸次學校化しなければならぬ。之を施行する精神も學校でありたい。矯正院法第十五條には『在院者又は假退院者逃去したるときは少年審判所及矯正院の職員は之を逮捕することを得』との規定を見て、矯正院を以て監獄の様に考へてはならない。

感化院は家族主義ファミリーシステムによつて居る。寄宿主義ホステルシステムはよつて居らない。私の見た英のレッドヒル Redhill 米のライマン (Lyman) サント・チャールズ (St. Charles) マネバ (Geneva) 佛のメトラー (Metray) など合せ考へて、家族主義の方がよいと思はれるが、矯正院は嚴格な規律によるとしても、團體的の行動と、日常生活とを同一に取扱ひ、すべてを寄宿舎主義にて進めるのは危険であると思ふ。

感化院の經費は創設費及び初度調辨費は府縣費支出額に對し二分の一、其の他の諸費は六分の一の國庫補助がある。院生の費用は扶養義務者から全部又は一部を徴收する規定ではあるが、徴收し得るのは少ない。矯正院の費用は國費、院生の費用については感化院と同一である。

感化法と少年法とは何れもその名にそはない點がある。感化法は實は不完全な感化院法であつて、凡ての不良少年を感化する保護法ではない。感化院に關する法である、少年法は世に云ふ兒童保護法ではない、少年の處分法である。



刑事處分法に近いものである。保護の實體は他の法及び社會施設に待たなければならぬ。しかし、單行法となつて併立しても之を運用する機關に統一さへつけば効果を擧げ得る。今後は、内務、司法、文部三省の系統に屬する諸官諸員協力してこの事に當るは勿論、民間の保護施設を盛にしなければならぬ。

少年審判所は外國の少年裁判所(The Juvenile Court)と似たものである。少年裁判所は普通の刑事裁判所と分離し、更に今日では、刑事裁判所の性質をも失ふ様になつて居る。米國シカゴにある少年裁判所は一八九九年に設置せられたから、急に發達した。今日では設置を見ないは州ない。獨、英にも發達したが、佛、伊の拉丁系にはないが、巴里には保護司制があり、伊太利では普通裁判所によつて居るが親切にとり扱はれて居るとの事である。裁判所が、司法系であつても、教育系であつても要は審判所の効果は審判官の品質によるのである。審判官は始終榮轉したり、左遷されたりする者では駄目である。永年樂み

としてやつて居る人でなければならぬ。そして兒童心理に通じ、子供の心を讀める人でなければならぬ。その外、社會の實情をよく知り抜いて、社會問題に了解ある人であることは最も必要である。

審判官ばかり右の様に立派でも保護司が不適當では効果は上らない。保護司の制度も米國に發達したのは早かつた。一八六九年にアサチーセット州に始められた。審判所の設けられる前に保護司の方が先きに發達したのである。保護司の職務は審判所の價值を左右する事で、其の職務は、審判所に於て必要な資料を蒐集し、審判官の審判に要する報告を提供し、審判所に於て審判せられる以前も又審判後もよく兒童を保護するのである。保護司は感情家でなく同情心のある人で、よく心理に通じ、一端を知つて他を正確に推察判斷することの出来る能力を具へて居らなければならぬ。重い責任をもつものである。

不良少年の感化矯正は勿論大切であるが、かくならない様に、生れるもの、



自由を實現し、生れたものは貧困より保護し、よき親、よき家庭にそだてられ得る様社會全般から考へて對策を研究する必要がある。教化は感化に先つものとしたい。

プレー、グラウンドの普及、活寫寫眞の取締、音樂の獎勵、戶外運動の獎勵の如きその一例である。子供は之を親に歸し、家庭に歸し、親は家庭に於て安じて子を教育し得る様にならなければならぬ。それこそ根本であるが、已に生じた不良少年については右の様々な問題がある。

院的感化は漸次家庭感化に移らなければならぬと唱へられるが事實家庭で感化して呉れる様な人はない。そして院的感化にして三百三十人ばかりの人が立ち働いて居る丈けである。大正八年度の經費僅かに四十萬七千餘圓であるのは、心細い次第である。我が國の不良少年數は約十萬人と稱し、その入院を必要とするもの二萬人を超えて居るとも稱せられるが、漸次家族制度衰へ、家庭

破れ、家屋問題さはがしき割合に、家庭問題輕せられて居る今日、いたづらに、不良少年のみ云々するのは如何にも心寂しい心地するが現在ではそれさへ覺束ない。文明國の親達、御互に私達の社會に徹底しなければならぬ。

(ハ) 障害兒

普通教育を社會化する第三の重要事項は精神薄弱者及低能兒、不具兒に、それ相當の教育を施すことこれである。英國の兒童保護法にも、精神薄弱兒の分類をして居るが、私はこゝに之を定義づけることを危ぶむ。しかし白癡(一歳までの智能)とか、癡愚(七歳までの智能)とか、魯鈍(十二歳までの智能)とか稱せられる人々の爲めに普通教育は施されて居らぬ。小學校令第三十三條には瘋癲、白痴は教育の外に置かれて居る。そして僅かに天下の志士仁人の中に獨力をもつて之を教育して居る人のある位に過ぎないのである。石井亮一氏の献身的に經營せられて居る東京市外瀧ノ川學園は明治二十四年以來永く



繼續せられる外、京都の脇田良吉氏の白川學院、岩崎佐一氏の大阪桃花塾、伊豆大島にある藤倉學院のある位なもので、收容人員も少なくいかにも不十分である。

低能兒教育についても、歐米では特別學級を設け、外に補助學校を設けて居るが、我が國では補助學校がないばかりでなく、特別學級も僅少である。低能兒の不幸この上もなく、衆人の嘲笑の的となり、悲しい境遇に置かれて居るのである。

盲啞教育について之を見れば小學校令では之を就學免除者として居る。大正八年三月末調によれば盲者三千〇三十五人、聾啞者五千二百九十八人ある。そして、東京の官立東京聾啞學校、東京盲學校を合算して大正八年末收容者三千三百二十五人ある。今後盲啞學校令を制定し、之が設立を府縣の義務とする必要がある。

身體上の缺陷者及び薄弱兒についても普通教育は及ばない。大正八年三月末不就學者を見るに、盲啞者以外の不具者三千〇二十四人、廢疾者五千七百二十一人、就學猶豫者病弱兒八千三百七十四人、發育不完全と稱せられる者四千二百〇七人合計二萬一千餘人の學につかないものがある。林間學校とか、戶外學校とか云ふものゝ發達によつて之が保護を行ふべく、諸外國の諸施設は、弱者を最も篤く保護して居る。

普通教育の社會化は兒童保護立法の作用によるべきは當然である。米國と云ひ、獨逸と云ひ、兒童の保護に熱中して居る。我が國は家庭的に兒童を愛して居るが、不幸家庭にして、兒童を愛護するに足らない場合には、社會的には最も不幸薄命に陥らざるを得ない。

(國は親の愛をもて)



## 第三章 職業幸福事業

### 一 職業自由の意義

人は生れて、教育を終れば、自己の天分に適應した職業に従事すべき義務をもつ。職業は個人の社會活動の分擔である。人として、社會に存在する以上には、社會の活動の何であるにしても必ず之を分擔すべきものである。

職業は生活する爲めに、生活の手段として、之に従事するのではない。職業に従事して活動することは人生であり、幸福なのである。職業は収入の爲めとか、生活の爲めとかによつて之に従事するのではなく、人生は働くことなのである。収入を必要としない富者であつても、職業に従はなければならないのは、職業はそれ自身人生に價値あるものであつて、決して収入の爲めのみ價値あるものでない爲めである。貧者が營々として働くのは収入を目的とするが加く



思はれるが、勤勞、勞働、職業は生活自身であつて、収入の爲めにのみ働いて居るのではない。

人はよく生れ、よく養育、教育せられて後は、自己の天分に適した職業に就いて、終生之を樂みとするの自由を得た人程幸福である。私は之を職業選擇の自由、就職の義務と考へて居る。かの職業組合は自發的に職業選擇を行はんとするものであつて、職業指導と、職業紹介所は社會施設として、職業選擇の自由を得せしめやうとするのである。又失業保險制は、個人と社會と相待つて、生活を保護することによつて、職業の選擇の不自由を免れしめやうとするのである。浮浪人をして職業に就かしめるとか、怠惰者に強制勞役を課するとか考へるのは、畢竟社會活動の分擔をなさしめるものである。

## 二 自發的職業選擇機關

職業組合(Trade Union)を以て社會事業とするものでないが、人と社會と職業とを結合する自發的機關として、職業組合は將來大に發達しなければならぬと思ふ。弱い者の團結は強い者の團結よりも弱いことは已に言つた所であるが、それでも弱い者の一人立ちするよりも、團結する方が幾分幸福を實現し易い。利害共通者の團結はすべての事に合理的である。職業組合は組合員の勞働條件を改善し、維持することを目的とする組合である。英國では嘗ては賃銀を治安判事に決定せしめ、法律で規定した事もある。又勞働條件の改善を目的とする團結は違法なりとした事もある。又勞働條件を改善する爲め團體を以て行動するのは違法であるとした事もある。然るに此等理由なき團結制限の迷想は之を支持することが出来なくなつて、一千八百七十一年に職業組合法(Trade Union Act)を發布して、職業組合は職業を制限する理由丈けでは違法としなすことを同法第二條に規定して、從來の誤りを正した。



我が國では職業組合を違法ともしない代り、特に之が進歩發達を助成もして居らない。自由放任の姿であるが、速かに職業組合法を制定して、職業を求むる者を保護し、此等を適當に指導して、職業に忠實ならしむる様計畫するのは當然と謂はなければならぬ。組合を以て、ストライキの準備機關の如く考へて居るのは誤りである。人其の處を得れば平靜に歸するもので、職業組合がなくとも、處を得ざれば鳴り、職業組合によつて、處を得れば即ち靜平に歸するものである。私は我が國にも職業組合の健全な發達を得て、職を樂むものゝ多くならむことを望むものである。

### 三 職業指導

外國には職業指導に、精神調査まで應用される様にまでなつたが、我國現時の施設に於ての一大恨事は、小學校を卒業した兒童に對し、その人の終生の仕事を

を得しめる事に就いての工夫と親切を缺いてをる事である。今日に於ても學校を卒業する際には、學校に於ては卒業後の志望を聽くのを通例としてをり、或は他の學校に進む者とか、その儘家庭に止まつて家事に従ふ者とかといふやうな調査は勿論してをるし、又志厚い職員は相當世話をして居る人もある。さり乍ら、一般から云へば、その學校を選択するにしても、家庭に踏み止まるにしても、その人の學問、傾向、性質より考へて、その進む學校は果してその人に適して居るか、又家庭に踏み止まつて家庭の實務に従ふ場合でも、果してそれはその人に適してをるかどうかといふ事に就いては、餘り行き届かぬ勝ちである様である。殊に家庭に止まつて實務に従事する場合に於て、その實務をよく選擇し、その兒童に適した職業を得しめ、その人をして一生の職業として、これに當らしめるやうな親切心がほしい。私達の經驗する處では、郡村に於ても都市に於ても、小學校とか補習學校とかを卒業した人々は、或は親戚友人の紹



介狀を持つてその職を求め、轉々してをる有様である。而もその職を得ても、他にその人に適當な職業があるとか、或は職業が適當でなくとも多少待遇が優れてをるとかといふやうな場合には、又一つの職業を捨て、他の職業に就くといふやうに一生轉々して、終生の職業を樂しむと云ふ風がないのである。實に人生々活の大切な重大な部分を占める職を選択するに、世に何等の経験もなく、自己の天性も判断する能力が充分備はつてゐない兒童が、自らその職業を外部の事情に依つて決定するといふやうな事は、最も悲惨な事と思ふのである。今後、小學校の卒業生に就いては、小學校又は補習學校を中心として、卒業生の職業選擇に就いて相當の工夫を望むものである。

從來、斯かる意味の機關は、先づ普通に職業紹介所と名付けられてをる。今日私設のものでは所謂桂庵とか、周旋所とか、口入所とかいふやうなものはそれである。勿論これは農村にはない事で、多く都市の問題ではあるが、しかし

農村でも、その人の職業を決定するといふ事は、その人の一生を決定するといふ事であるから、輕々にこれを決めるといふ譯にはいかない。

第一は、農村に於ても、都市に於ても、或る卒業生の職業を決める爲めには、小學校又は補習學校を中心にして、その方面を代表する人々と、父兄の方面を代表する人と、又自己の家庭以外に職業を取る場合に於ては、政府、地方公共團體及びその他、會社、組合、商店、銀行等を代表する人々とかから成り立つ一つの委員會を設けて、その委員會で本人の一生の職業に對する希望を尊重すると共に小學校又は補習學校の職員が、その兒童の天性、傾向、特徴をよく見分けた報告と、又父兄の考へとを打つて一丸としたものを基礎として、而して公けの方面、私の方面、その兒童の求める必要な條件を考へて、その兒童に相當な職業を授く可きものである。殊にこの點に於ては、都市又は相當な人口を有する町に於て、これ等の設備を爲す必要があると思ふ。農村に就いて觀ても、



今日農村から幾多の青年が都市に向けて轉じて來るが、その轉じて行く前には何等學校から注意もなく、父兄の考へも土臺にせず、又政府とか、公共團體とか、會社、銀行とかの考へをも知らずに、うら若き青年又は無邪氣な兒童の狭い考へ一つで、職業を求めて居る状態である。如何にも誤り易く危険な傾向であると思ふ。

農村に於ける卒業生には、自己の家業に従事する場合はしばらく措き、若しも自己の家業以外に或る職に従ふとか、或は遠く他の町村に出向かうとか、乃至は大都市に向つて行くとかいふ場合に於ては、必ず郡村に於けるこれ等卒業生を保護する委員會と、その子供が轉じて行く市町村の委員會と連絡を執り、その兒童の相當な職業を發見した上で始めて、或る町村から、他の町村又は大都市に移つて來るやうにしたいものと思ふ。

英國には職業紹介所は國營でできてゐる。即ち勞働省の一部として大きな機

關があつて、これを雇傭紹介所と名付けてゐる。この雇傭紹介所は全國を九區に分つて、その各々には何れも職業紹介管理局といつたやうな大機關があり、その下に三百六十餘の職業紹介所がある。その職業紹介所は、男子部、女子部、幼年部と分れてをり、この幼年部が特に兒童の職業を紹介してをるのである。而も教育の一つの働きとして、卒業生の保護委員會なるものが設けられて、右に述べたやうな組織の下に兒童の保護をなしてをるのである。斯くすれば、單に兒童の判断一つでその職業を決定するよりも、比較的確實に用心深く行はれるのであるから、その人の一生の誤りを減ずる事が出來ると思ふ。如何に學校教育が完備し、學校に於て優秀な成績を現しても、若しもその人の有つて生れた天分に不適當な職業を選んだ場合には、決してその人は立派にその天分を發揮する事ができないのである。若しも私の主張するが如く、小學校又は補習學校の教育が、これ等の人々に對し人生生活に必要な職業をも與へる事が適當であ



るとしたならば、その教育事業の延長として、その人の終生の職業をも、小學校又は補習學校を中心として選擇決定する事も決して不當ではないと考へざるを得ない。學校を中心にして人を求める方面と連絡を執り、以て兒童の職業を決定するのは、教育の効果を確實ならしめる方法であると思ふ。殊に他町村に移り他の職業に就き、大都市に移つて自己の家業とは全く異つた職業に就くといふやうな場合に於ては、殊更この組織が必要であると思ふ。尤も茲に述べた卒業生の保護委員會は、單純なる私の考へてあつて、これを基礎として各々その地方その學校の必要に應じて、適當に考案せられる事は最も必要である。

第二に次に述べる職業紹介の機關との連絡について一言して置きたい。女子に於ても、男子に於ても、各會社とか各工場とかの勧誘に應じて、都市に移る人も少くない。又各地方には左に掲ぐるやうな職業紹介の私の機關が随分發達してをつて、その數の多いことを認めるが、中には本人の志望も重んじ、本人の

幸福を考へて、その人の一生を意義あらしめる事を輕ずる風もある。又兒童の幸福を思ふ人であつても其の人々の人生觀が甚だ單純であつて、決して小學校又は補習學校等の人々がその人の從來の特徴を考へて指導をするのとは、自ら差があるべきである。假令これ等私設機關に依つて、その兒童の職業が決定せられるにしても、必ず小學校又は補習學校の當局者の意思が加はり、これに父兄の意思が加はつて決定せられるやうにならなければならぬ。公益職業紹介所も漸次出来る。その一部分には兒童に就いての相談部も備はつてをり、相當に進歩した人々が専門的に紹介をしてをる。これ等の機關に依つて、兒童の職業が決定せられる場合でも、その兒童の在學してゐた學校の職員の見解が、この職業の決定に重き要素を爲すといふやうにしたいものと考へる。これ等の施設は決して補習學校の完備を望むといふやうな有産者階級の反省と自覺とに依つて、或る階級を犠牲にして成就すると謂ふやうな困難な問題は含んでをら



の。小學校又は補習學校の當局者が努力を惜まないといふことと、他の職業紹介機關又は、會社、工場、政府などと連絡を執るといふことに依つて、多くの費用を要せずしてその目的が達せられるのであるから、これが實行は左程困難でなく、是非廣く行はれることを望んで止まないものである。

#### 四 職業紹介制度

職業紹介制は職業選擇の自由を保障する社會事業として最も重要なものである。この問題は今後益々重要となるべき性質をもつて居るから少しく詳しく説きたい。

職業紹介事業の性質は救貧事業であり、防貧事業であるとも考へられた。又労働需給の事業とも考へられた。私は、職業を選ぶ人の心理状態と社會との關係から觀察して、職業選擇の機會を與へる社會事業なりと謂ひたい。英國では

救貧法を運用するに當つて、眞の窮民と働ゴイブく能力ある人との區別に苦心した。

終に彼の國の人々は、救ふべき者は老衰者、不具、廢疾、幼弱者であるべく、健康にして貧窮な者は斷じて救ふべきでない。此等の人々には職業を與ふべきであると思ふに至つた。一千九百〇九年労働紹介所の國營として法案の成立したことも、救貧法委員會の報告を基礎にした英斷であつた。しかし、職業を紹介することは貧者労働者に對するものであつたことは、英國の救貧法の失敗の背景を眺めて始めて了解せられるのである。職業は社會活動の分擔であり。各個人に自己の天分に適した職業に就職すべき義務があるならば、職業紹介所の使命は貧者に限らずして、一般の人に果さるべき筈である。たゞし、今日の事實に於ては、貧乏者、少くとも、失職者、生活困難者の爲めに多く利用せられて居ることは私も是認する。右の考へ方は、職業紹介所と貧乏とを餘りに密接に考へ過ぎて、職業紹介所の職分と社會とに對する積極的方面を輕視した感が



ある。

職業紹介所を以て、労働問題の一とし、労働需給の機關であるとする考は誤りではない。労働を本位に考へれば需要供給の調節である。形から見ればそれに違ひはない。客觀的意義を強く考へたのである。しかし、根本的、主觀的意味に於ては、職業選擇の自由を認め様とする所に妙味がある。華府に開かれた。第一回國際労働總會では失業の防止救済に關する條約案と勸告案とを議定した。失業は、職業選擇の自由の喪失を意味して、最も主觀的意味を強めて居る。私は職業紹介事業は、救貧問題を背景として發達し、今日では主觀的には職業選擇、客觀的には労働の需給供を意味し、主觀的意義では労働問題、客觀的意味では産業問題となつて居ると思ふ。

私は職業紹介の場合でも常に職業紹介を理想として、其の求職者の個性に適應した職業を紹介すべく、収入紹介のみに急であつてはならないと思ふ。職業

指導の場合に於ては、此理想は最もよく行はれるが、不景氣襲來、失業者續出の場合、生活の壓迫は頭上に迫つて居る際到底この理想のみに執着し難いとは思はれるが、職業紹介と収入紹介とを區別し、職業と報酬とを區別して考へなければならぬと思ふ。

今こゝに序に一言して置きたいことは職業と報酬とは問題は別であることである。職業は社會活動の分擔である以上、報酬如何は別に考へなければならぬ。勞力を値ぶみして労働する人こそ労働を商品視するものである。況んや、報酬賃銀が思ふ様にならないことを理由として労働を廢するストライキを行ふが如きはどうしても労働は人生なりとの社會的信念と背反するものである。此の點は世の識者に一段の工夫を待つものである。

職業紹介所の經營主體に公私の別があるが、漸次公營に移りつゝある趨勢である、佛國は千九百〇四年職業紹介法を發布し、人口一萬以上の市町村には職



業紹介所を設けしめ、私營のものを賠償して公營化することとした。公營主義の率先者である。英國では千九百〇九年國營職業紹介法を發布した。獨逸國では任意主義であるが、公設を奨勵し、補助金を與へて居る。一千八百九十五年のストットガルト市經營のものは先驅であつて、全國各都市に行き亘つて居る米國では漸次公營に移すべく努力して居るが、私營のものも中々多い。第一回國際勞働總會では公營主義の條約案を議定した。私營のものは漸次公營に代られる趨勢である。しかし、我が國では藝娼妓の紹介まで市町村で行ふことは如何なるものか研究を要する。

職業紹介所は無料主義に進みつゝある。佛、英は絶對的に、獨、米は公設のものは無料主義である。我が國では公營は勿論、私營でも、大正十年七月一日實施の職業紹介法によるものは、無料でなければならぬ。第一回國際勞働總會でも、その條約案に無料主義を採用した。營利職業紹介所は漸次廢止するの勸

告をなして居る。我が國として、私營を急激に禁止し得ざる以上、營利職業紹介業を全然禁止することも容易でない。

職業紹介所は全國的に統一せられる傾向をもつて居る。英國々營のものは倫敦に中央交換機關があり、勞働省に屬し、全國を九區に分ち各管理局があつて、之を中央交換所で統一して居る。佛國では千九百十四年以來中央職業紹介事務局を設置して全國職業紹介所を統制して居る。獨逸國には帝國紹介所が伯林に設けられ、全國的に統一を圖り、聯合組合を統一して活動して居る。我が國では、内務省社會局が統制の任に當るのであるが、實際上の聯絡統一事務は財團法人協調會中央職業紹介局長之に當つて居る。第一回國際勞働總會の條約案に規定する『中央官廳管理の下にある』云々も畢竟、全國的管理の必要を説いて居るものである。

第一回國際勞働總會に於て議定した『失業の防止及救済に關する條約案』に



は「中央官廳管理の下にある公設無料の職業紹介所の制を立つべき」旨の規定を見たのは正しく職業紹介所の趨勢を明かにしたものと思はれる。將來は、職業紹介法による、中央事務局及び地方事務局を設け之を全國的に統一する必要がある。

さて職業紹介事業が公設となるのは一つの趨勢であるとは謂ひながら、我が國に於ては、徳川時代から相當の發達をなし、人身賣買の如き弊風に對して嚴重な取締りがあつたに拘らず、段々頭を擡げて來て居る。明治時代になつても、別に統一的な法制がなく、各府縣は府縣令を以て規定して區々である。東京府は明治五年十月達に「東京府雇人請宿規則」と云ふものを出して居る。各府縣それぞれ規定を設けて居るが、藝妓、娼妓、酌婦、僕、婢の紹介最も盛んで、労働者、事務員の類は少ない。中には結婚の周旋などまで行つて居る府縣もある。弊害の甚だしいのは里子の周旋である。

將來、公設と私營との分野は自ら定まるであらう。労働者、事務員の如きは、大體公營の職業紹介所を利用し、藝妓、娼妓、酌婦、僕、婢の如きは私營の職業紹介所を利用すること舊の如きものがあらう。私設、有料のものは随分弊害もあつて、甚だしい場合には婦女の誘拐をなすこともないではないが、組合等の力で漸次取締を嚴重にして行きさへすれば、漸次弊害を除くことが出来るであらう。そして、一面には、時間外でも、よく親切に周旋してやるから、割合に早く就職し得るとか、又職業を見出すまで、金錢の貸付までして、安心させて置く様な事もある。しかし、利弊は相半ばするもので、かく、金錢の貸付までし、食事もとらして、宿泊せしめる様になれば、女子の如きは往々にして、醜業を強ひられ、終に身を誤るに至るものもある。今後、公私營の併立を認めるとすれば、如何なる區別をこの間に存せしむべきか。職を求め、人を求め、社會の進歩にも個人の幸福にもなるやう調査研究を重ねなければならぬ。弊の



みに着目して、利の存する所を忘れ、利の存する所にのみ意を致して、弊の存する所に思ひ至らない様なことがあつてはならない。

營利職業紹介者数は大正七年末現在では、一萬七百八十四であつたが、大正十年十月現在では八千五百四十七に減じた。大正十年七月一日より實施せられた職業紹介法の効果は未だ之を認むる時期に達しては居らないが、その紹介員數を比較して見ると多少の興味を感ぜざるを得ない。今試みに大正十年十月分を比較すれば即ち左の如き成績である。

營利職業紹介所	八、五四七	就職者數	五三、四〇九
公益職業紹介所	九〇	一箇所當就職者數	六
			一四五

右の調によれば、一營利職業紹介所の紹介員數の極めて小數であることが眼につく。又更に最も注目すべきは營利の職業紹介所の取扱つた者には女子の割合に多いことである。我が國では、女子貞操問題騒がしきに拘らず、娼妓制度

が認められ、法律上の理論としても善良の風俗に反する行爲をなしてゐる。年期によつて、人身を賣買するのでなく、娼妓たるべき婦女と、樓主と金錢上の貸借關係が生じ、その債務の履行は、娼妓稼より生じた收入の一部を以て之を爲す趣旨になつて、金の貸借と婦女の身體とは何等關係がないものと説いて居るが、實質は人身賣買同様で、前借は容易に支拂ひ得ないことになつて居る。しかのみならず、娼妓稼でも、之を營業とは見ないが、いかに嫌な男子の申込でも之を拒絶し得難いのみならず、一日に十數人、多きは二十數人の男を迎へると謂ふに至つては、慘又慘である。世、多く文明の假面をかぶつて、公娼制度を云々し、外國の私娼跋扈を知らないかと論ずるものもあるが、生活難の爲め、社會事業の發達せぬ爲め、女子が貞操を賣らなければならぬことは之を悲しまなければならぬが、之と同時に、何人の申込でも之を拒絶し得ない奴隸的な公娼制度は、婦人の意思を全然無視したものである。密賣淫も事實は婦人の意思などは全く



顧みられない。外國のストリート・オーカーの如きは同じく賣淫婦であるとしても彼の女に選擇權がある丈け同じ奴隷であつてもまだ幾分か優つて居る。何れにしても、かゝる状態になるべき娼妓、かゝる運命になるべき婦女に娼妓たるの機會を多く與へる私營職業紹介はいかにも之を認めるに良心の刺戟を感ぜざるを得ない。しかし、それは、根本的に公娼制度の廢止を急とし、職業紹介の方面より之を制限しやうとするとは本末顛倒であつて、私達のよくする所ではない。職業紹介法の精神を一言して置きたい。

職業紹介法による經營主體は公私を問はない。(一)公設の場合では、市町村である。そして、自ら經營するものと、國の命令によつて經營するものとある。職業紹介を國家事務となし、市町村は之を經營し得ることを定めたのは前者である。紹介法第一條に市町村が職業紹介を經營し得る旨の規定をなした。國家事務は市町村を指定して設置を命ずることは法律の根據を必要とする。勅令で

は、市及び人口三萬以上を有する町村となつて居るのは後者の場合である。國家が市町村に設置を命令する場合は、全國的に觀察して之が必要を認められた場合は勿論、その市町村に公益上必要な場合にも適用ある譯であるが、市町村の自治權を重ずる意味からも、又事實上の効果からも、容易にこの命令はなすべきものでない。少くとも、市町村と深い諒解が必要である。

市町村以外の者の經營する職業紹介所が、本法に依らむとするには官廳(地方長官)の許可を必要とする。本法による職業紹介を國家事務と解する以上許可を必要とするは當然である。

本法による職業紹介所は、全然無料でなければならぬ。如何なる名義でも財産上の利益を受けることを許さない。例へば、通信實費とか、電話料とか云ふものでも之を徴收することを許さない。

職業紹介所の紹介に依つて就職する者の爲めには就職地に至るまでの旅費を



市町村から貸付することが出来る。職業紹介を徹底するには必要なことである。(職業紹介法施行令第三條)しかし、更に、汽車賃の半減の如きは必要なことであるし、職業紹介所の職業紹介の爲にする電報料、電話料を低減又は無料とすることを得れば、職業紹介の發達を助けると思へるが、現行法はそこまでは進み兼ねて居る。

將來必ず實現すべきものとしては、職業紹介の運用に關する委員會と、職業紹介事務局の設置である。此等は何れも勅令事項で、官制に規定すべきものであるが、職業紹介の系統を明かにする爲めに、特に法律として規定された譯で、國家も、之が設置の責任を帯びて居る譯である。委員會は市町村が、自發的に之を設置することを妨げないが、本法によるものは國家の委員會である。政府、實際家、學者、雇傭主、労働者等から成る委員會が出来れば有効であらう。又事務局は中央事務局を内務省内に、地方事務局を地方樞要の地に設置し、各職業

紹介所の連絡統一を保ち、且つ營利職業紹介所を監督し、やがて實施せらるべき失業保險の事務をも監督指導する機關となるべきである。この機關の實現するまでは、協調會中央職業紹介局が連絡事務を行ふ譯である。

職業紹介所の職員に就いては専任所長と専任事務員とを必ず置くべき規定である(施行規則第五條)紹介所の活動は親切、機敏でなければならぬ。他に事務をもつて居る者が片手間に行ふ様では到底其の効果を擧げ得るものでない。市町村吏員中他の吏員から兼務せしめて、僅に糊塗する様なことでは相ならぬ。

職業紹介所の設備として内務次官の通牒には専用の場屋を設けしめ、控所は男子、女子、少年三部に區劃を施すこと等である。職業紹介所に來るものについてはその心理状態に顧みて、成る可く出入し易い様にして置く必要がある。それには、諸所の室を通つて、始めて職業紹介所に達する様では面白くない。獨立した建物で出入に心易い様にしたい。紹介所が發達すれば、男子の爲めの



もの、女子の爲めのもの、少幼年の爲めのものと英國式に分離し、各獨立のものとする必要がある。殊に、女子の職業紹介所は全然獨立さして、其の事務員も教育あり、頭腦の明敏な女子をして當らしめることを必要とする。我が國の女子はまだく世間慣れて居らぬし、公營、又は公益職業紹介所を音づれるものは、眞に職業を求めて居る眞面目な婦人である。一般男子の出入する所には出入し易からぬ心理状態もあらうし、又しみく相談を受ける必要もあると思はれるから、それには女子職業紹介所を獨立させ、女事務員をして之が相談に應ぜしめる様にしたい、又消極的弊害ではあるが、今日、女子の職業を求める際に、惡漢が之をよくきくつけて誘拐するやの聞えもある。どうにかして、女子職業紹介所を設けたいものである。それが、實現されぬまでは、男女別の室を設けるとか、入口を男女によつて區別するとか云ふ工夫をしたいと思ふ。今後職業紹介所を建築するに、若し、男女の爲めに別々な機關を設け得ない場合には、

勿論經費の點もあるが、男女の入口を別にすること、控室、事務所を別にする工夫をしたいものと思ふ。私の男女の區別を紹介所丈けにやかましく云ふのは職業紹介所の性質、職業を求める女の心、かゝる場合に起り易い弊害に鑑みて斯く云ふのであつて、他の場合には亦別に考へるのである。

職業紹介所の建築及初度調辨費は其の二分の一、其の他の諸費は其の六分の二に相當する金額を國庫より補助することになつて居る。この補助は公設のものに限られて居るが、私設のものでも、本法によるものは社會事業獎勵費より補助して居る。一方は法律上の義務であり、一方は行政上の作用として行はれる助成金たる差ある丈けてある。この主義は將來も永續せられることと思ふ。

なほ職業紹介法第一條及び同施行規則第一條によつて市町村長は必要に應じて勞務の需要供給の狀況を調査し地方長官に報告するの義務を負擔し、又地方長官、市町村長又は職業紹介所長は隨時勞務の需要供給に關する情報を關係あ



る他の同一地位の者と交換する（施行規則第七條）ことになつて居つて、此等がよく連絡をすれば相當勞務の狀況は知り得る。

### 五 失業保險制

失業保險を職業幸福の中に之を説くのは徹底を缺いて居る様でもあるが、失業状態から、その意に滿たない職につくことを避け得る意味と、今一つは職業紹介制との連絡から今しばらくこゝに述べる。今日社會連帶の觀念は失業保險制の實行を要望して止まない。失業保險の思想として考ふべきものは抑も何てあるか。

私達は、社會活動の一部を分擔して熱心に之に従事するのは人生其のものであつて、職業は即ち人生なのである。若し此の理論を徹底せしめるならば、一面には強制勞役制は當然施行せらるべきもので一面には獨逸憲法第六十三條

に規定する様に、「總ての人民は其の精神的及び肉體的の力を公共の福利に適する爲めに活用すべき徳義上の義務を負ひ、…其の經濟的勞働により其の生活資料を求むることを得べき機會を有すべし、適當なる勞働の機會を得ざる者に對しては別に定むる所により必要なる生活費を支給す」とある様にならなければならぬのである。私達は今それまでは行つて居らぬが、職を與へること、窮民は保護する所までは行き届いて居る。個人には社會の爲め活動する勞働の能力はある。しかし經濟界は之を許さない場合がある。職業紹介機關は熱心にその人の爲めに、其の人に適應した職業を捜してもどうしても見當らない場合がある。働きたい働かしたい。而もそれは叶はない。其の責任は誰が負ふべきか。勞働の意思ある本人でもない。經濟界の打撃は獨り資本家企業者の責任のみではない。その産業自體は資本家だけの利益の爲めの事業ではない。一國の産業發達の間に進められたものである。かゝる場合の失業者は直ちに衣食に窮す



る。この生活自體を維持するのは生命の持主たる労働者自身でなければならぬ、しかし、平素産業に専念せしめて居たのは資本家である。國家も亦其の産業に關係なしとは謂はれない。所謂國家、資本も連帶責任である。失業保險は斯くの如き思想から發達し、職を得つゝある間に職から離れた場合の生活を支へる爲めの保險である。

失業保險の早く發達したのは任意保險の獎勵で所謂ガン式と云ふのであつて、職業の何たるを問はず失業保險を實行する私設團體に對して補助を與へて之を獎勵するのである。私設團體の加入者は一年以上ゲンフ州に居ることを必要とし、バーゼル市の如きは六ヶ月以上バーゼル市に住居を有すべきことを規定して居る。佛蘭西の失業金庫に對する國庫補助金に關する一九〇五年九月の布告並に一九一二年十二月の布告に基くものは、依然として失業者保護を行ふ

組合團體に保護を與ふるの制度を採用して居る。即ち組合員最低限五十名で市町村より補助金を與ふること、労働者は給付の三分の一は分擔すべき制で、かゝる金庫設立の場合には百法を補助し、然る後は地方金庫より與ふる補助額の百分の二十乃至三十の割合を以て補助するのである。白耳義、和蘭、丁抹等に行はれて居るものはこれである。

然るに、英國のは思ひ切つて補助主義と強制國營失業保險とを併用したのである。労働紹介法は一九〇九年發布せられ翌一九一〇年より實施せられたが、其の翌一九一一年國民保險法を發布し其の第二部は即ち失業保險法で、一九二二年七月十五日より之を實施した。大陸には嘗て見ざる大膽なる法制で、ロイド・ヂョールヂ氏の英斷と失業問題の研究調査に没頭せるダブルユー・エチ・ベブエリツヂ氏の意見は之を促進したものと思はれる。同氏は一九〇八年に『産業問題としての失業問題』を著し、最も權威ある書として讀まれて居る。氏の熱



心はロイド・チョールヂ氏の斷行を促したものだと思はれる。今日まで同法は一九一四年以來多少の修正を加へ來つたが、一九二〇年八月全部改正をなし、原則として、凡ての被傭者を強制して失業保険に加入せしめることとした。今その沿革の概要を述べる。

一九一一年の失業保険法に於ける被保險者は次の七種の職業に就業する十六歳以上の者であつた。

- 一、建築業
- 二、土木業
- 三、造船業
- 四、製機業
- 五、鑄鐵業
- 六、車輛製造業
- 七、木挽業

右七種を選択した理由は、失業の機會多き職業を保護する趣旨に出たものである。その後一九一六年に軍需品製造業を加へ、一九二〇年の大改正法に於ては、十六歳以上の被傭者全部を包含して保險法を適用すべき者とし、僅に(一)農業(林業、園藝を含む)(二)家庭使用人(三)軍籍に在る者(四)有資格の教師

(五)就業状態比較的永續的なる官公署、警察、鐵道會社、公益會社等に於ける事務員(六)手工業者以外の者にして年二百五十磅以上の所得ある者(七)一時的被傭者其の他の雜業者等を除外するだけである。細かい例外規定は同法第一表に列記してあるが繁に亘るから概要だけを掲げる。要するに狭き範圍の特定職業を強制保險に附した制度は全然原則を變更して、總ての職業従事者に及ぼし、例外を認めることとした。同一の立法は一九一九年一〇月の伊太利失業保險法、一九二〇年三月の奧國の稍々似たる保險あるも略すこととする。

失業危険率の高い職業と危険率の少ない職業とを同一保險に附すれば、後者は前者の爲めに多くの保險料金を損する譯であるが、凡てのものに強制すれば寧ろ失業保險の基礎は確實になるとも謂へる。しかし我が國で、失業保險を實施しやうとせば、(一)國家の重要産業であり(二)失業率高く(三)相當な組織立つた産業系統を有つて居るものであることを必要とするであらう。任意主義、



補助主義は主義として悪くはないが、苟も失業保険を實施するならば、任意、補助主義では發達も遅々たるものもあるべく、基礎も常に動搖を免れまいと思はれるから、私は強制主義、職業制限主義をもつて先づ試みて、然る後に英國流に進むのは堅實なやり方であると思ふ。

保険料(Contribution)と國庫の出金は舊法では、左の通りであつた。

	傭主	被傭者	政府
十八歳未満	一片	一片	三分の二片
十八歳以上	二片半	二片半	
	二片半		三分の五片

新法即ち現行法では左の通りに改められた。

	傭主	被傭者	國家の出金額
男子	四片	四片	二片

女子	三片半	三片	一片三分一
男兒(十八歳未満)	二片	二片	一片三分一
女兒(十八歳未満)	二片	一片半	一片

保險金(Benefit)の給付は舊法では、十八歳以上の者一週七志、十七歳以上十八歳未満の者は一週三志半、十七歳未満の者は保險金の支拂を受けない規定であつたが、現行法では一週の保險給付額左の通りにした。

男子	十五志	女子	十二志
男兒	七志六片	女兒	六志

保險給付は當初三日間は不算期間と定めて之が給付は失業四日目から起算せられる。且つ一箇年の失業保險給付期間は十五週間を限度として居る。

保險料金拂込の方法は切手貼付の方法によつて居る。失業保險用切手は各郵便局で賣捌いて居る。失業手帳(Unemployment book)又は失業紙札(Unemploy



ment Cards) に貼付して拂込むのである。失業手帳は雇主之を所持して居て、毎週賃金を支拂ふとき雇主の分と、被雇者の分とを一所に貼付して、月日を記入する。解雇、失業の場合は前雇主より受取り、保険料を受くるには職業紹介所に之を寄託して置く。職業紹介所ではその人の爲めに職業を捜すのである。

保険手續は(一)職業紹介所を経て之をなすを普通として居るが(二)英國には労働組合とか共済組合の發達著しいものがあるから、その方の手によつて行はれる。この外失業の憂少ない職業者の爲めにする特別手續、短時間失業と云ふが如き場合の補充手續と云ふのがある。補充手續によるものは國家の出金を得ず、特に割合よき制度を自分の團體丈けて行ふのである。失業の憂の少ない従業者が他の者と同様に失業保険料を支拂ふことを欲しないときは特別手續によるを得る。又自ら失業の虞なしと思惟する従業者は他の爲めに高率な保険料を

支拂ふことを好まないときは保険金拂戻の特別條項に遵ひ得る。即ち六十歳に達したる者五百回以上保険料を支拂つたときは其の拂込金より既に給與された保険給付金の金額を差引き、其の殘額は二分五厘の利子を附して拂戻する規定もある。

保險料受領に就いては左の要件を具備すべきものとされて居る。

- イ、失業保険給付に對し申請の手續として本人は先づ職業紹介所に赴き、失業者名簿に登録し、失業期間毎日紹介所に赴いて其の登録を續け斯くして正規の方式に従つて保険給付の請求をなすべきこと
- ロ、就職口あれば何時にても就業すべき能力と意思とを有し、而も就職口を得る能はざるが爲め失業保険給付を請求したる者なること

尤も左の三つの場合は就職を拒絶し得ることとして居る

- (一) 労働爭議に因る休業の結果として生じたる就職口を紹介せられたると



き。

(二) 同一地方に於て在來就職せし場合に受けたるよりも或は従前通り引き續き就職し居りたらば當然受くべかりし金額よりも低き賃銀又は不利益なる條件に於ける就職口を紹介せられたるとき

(三) 傭主及被傭者間の契約に依り其地方にて一般に認めらるゝよりも又は斯の如き契約なき場合は其地方の善良なる傭主によりて普通認めらるゝよりも低き賃銀又は不利益なる條件に於て他地方の就職口を紹介せられたるとき

失業保險給付を受ける資格なき被保險者として、次の三つの該當者を規定して居る

(一) 就業中の工場、會社其の他の場所に於ける勞働爭議に因る休業の爲め失業せし被保險者

(二) 不當な行爲に依り或は正當な理由なくして自ら職を去り失業せし被保險者(六週間資格なきこととなる)

(三) 入監又は養育院に入り、外國に移住し國營保險法により疾病保險金を受け又は養老年金を受くる者

其の他にも種々の規定があるが、大要は斯くの如きものである。

英國の失業保險法は範を世界に示して居るものである。伊、埃にも行はれ、獨逸の失業保險法案も一讀したが、しかし、實際上の問題として、模範とするに足るものは英國の失業保險法丈である。我が國に於て之を實施するには少くとも左の諸點は十分考へられなければならない。

(一) 職業紹介制度を完備すること。職業紹介法は實施されて都市では非常な決心を以て注意し始めたが、政府としては未だ職業紹介事務局も設けず、委



員會も設置せず、僅かに協調會に委託してその事務の施行を得て居る程度である。どうしても、この事務局を早く設け、失業統計を整理して、失業保険の資料としなければならぬ。

(二)失業統計は失業保険實施の材料とはならないと唱へられて居るが、英國の如く、労働組合に於て、永い間失業惠與を實施して居り、其の爲め失業保険實施に非常に便宜を與へたが、我が國にはかゝる實例はないから容易に材料を得難い。それには、職業手帳を以て失業期間を調べれば便利であると思はれる。英國では一ヶ年間の保険給付期間を十五週間としてあるが、保険者受領者の三割は初週で就職し、六割九分は十五週間内に就職し、僅かに一分丈け十五週經過後まで失業状況にあるとのことである。我が國にも或る一定の工場等で十分調査した上でなければ容易に決定されない。

(三)如何なる職業を保險職業となすべきか。

(四)給付金額をいかに決定すべきか。

(五)國費負擔の計算を如何に見るべきかと云ふが如き問題は澤山ある。新法によるまでの英國では被保險者三百五十萬人、失業保険基金千百萬磅に達し一九一九年には百萬磅を基金に支出し、失業保険及び職業紹介所の爲めの行政費約八十一萬磅で内俸給與は六十七萬磅であつた。新法による被保險者千二百萬と謂へば、蓋しその費用も一層巨大であらうと思ふ。さるにても、社會政策に熱心なる英國政治家の胸中察すべき哉。

失業保険に憂を抱くものは、(一)我が國に所謂外國らしき失業問題ありや、熟練職工ありや、我が國と外國とはこの點に重大な差がないか。(二)英國人の如きは相當な生活を欲して、勤勞を義務、責任、道義なりと觀念して居るが、我が國の労働者の中には下等なる生活に甘じ、動もすれば勤勞を厭ひ、遊惰にふ



けるものないでもないから、失業保険金を受けて、假に英國流にすれば年十五週間はぶら／＼遊ぶことゝなつても、眞に之を強制して職業に就かしめる當局者ありやと危ぶるのである。此等は杞憂なりや否や、保険法の規定如何により、大に影響するものと思ふ。願くば世の輿論を起して、失業保険の實施をなし、此等の弊を除いて、健全な保険制を立てたいものである。

(人生は勤勞なり)

## 第四章 生活幸福事業

(防貧事業  
救貧事業)

### 一 生活自由の意義

社會事業の最も重要視されたのは生活問題そのものであつた。嘗ては防貧事業、救貧事業と分類し、防貧事業は、貧困に陥ることを未然に防止することを目的とする事業であり、救貧事業は貧困に陥つた者を救済する事業であるとした。而して、救済事業の重要部分はこの點にあるとせられた。

しかし、私達は社會の進歩、個人の幸福を探求する。その意味からすれば、貧の問題(Poor; Destitute; Pauper;)は割合に一局部である。貧は社會生活に於ける一現象に過ぎない。

チャールレス・ブリスとか、ラウントレイとかはしきりに貧乏の研究をなし、之



が結果を發表した。貧、貧窮、極貧の定義には最も英國の實際家の苦んだ所であつた。これは云ふまでもなく、救貧法の適用をなす必要から來たものであつたが、慈善、救濟は多く貧困問題と密接した爲めであつた。しかし貧困は言ふ迄もなく個人の慾望を満すに足る財貨との關係である。慾望は學者の言ふ如く自然慾望、必要慾望、奢侈慾望と分けることができるものと假定して、これ等の内、必要慾望を満たし得ない状態にある人を貧困者と名付ける。シドニー・ウエツプが貧困とは人類の基礎たる生活を爲し得ない状態にある者と言つたのも同じ意味である。救濟の問題にして考へれば、救濟しなければ其の身體生命を失ふに至るであらうといふ状態にある者を極貧者と言ひ、扶助を受けなければ生活を爲し得ない者を貧窮者といふてゐる。要するに、必要慾望とか自然慾望とかを満たし得ない者を貧困者といふのである。

生活問題自身は即ち人生々活の基礎問題である。貧富問題も、労働問題も、廣

い意味の社會問題も、究極する所生活問題である。労働問題の中心は分配問題であるとせられて居るが、其のことは勿論大事であつて、正義、公正の觀念に基いて適切に表現せらるべきことは何人も異存のない所である。そしてその他の方面としては、消費を道徳的にし、向上的にすることを最も切要とする。

生活の方面には衣、食、住に關したものは其の主たるものであるが、衣は以て寒さを凌ぐに足り、食は以て餓を防ぐに足り、住は以て膝を容れるに足りると云ふが如き消極的のものではない。殊に住宅と道徳、衛生についての關係は最も切實である。今試みに、住宅と保健衛生との關係について一二の實例を擧げる。英國グラスゴーで調べたものによれば、人口千人につき肺病患者數は一室のもの二人四、二室のもの一人八、その以上のもの〇、七であつて、室の數と病者との關係を次の様に記述して居る。

家の大きさ

人口千人に對する病者割合

同上呼吸病者割合



一室	三二、七	七、七
二室	二一、三	四、六
三室	一三、七	二、四
四室	一一、二	二、〇

昔は陋巷の矮室に一簞の樂をほしいまゝにして、これを君子の得意としたものである。そして君子は自然病弱者たる姿である。生物學の進歩した今日に於て、陋巷に甘んずると云ふ様なことは歓迎すべき事ではない、グラスゴ市に於て、同市の小學校五歳以上十八歳未滿の男子三萬六千八百人女子三萬六千人に就いて、その居住の住宅によつて、此等兒童の體格を調査した結果を次の様に報告して居る。この報告の正確さは何程の程度のものであるかは暫く別問題として、その大體觀察としては興味を惹くものがある。

體 重

一室	五二、六	五一、五
二室	五六、一	五四、八
三室	六〇、六	五九、四
四室	六四、三	六五、五

身 長

一室	四六、六	四六、三
二室	四八、一	四七、八
三室	五〇、〇	四九、六
四室	五一、三	五一、六

これによつて見れば、室の數の増加に伴つて、身長も體重もますが、之に反